

船橋市行財政改革審議会 意見書原案 対照表

事務局提案の審議事項	会 議 録
（１）定員の適正化について [現 状] これまでの職員数の推移について平成元年から見てみると、元年から７年まで職員数は増加を続けていたが、７年をピークに１４年まで職員数は減少しており、中核市への移行があった平成１５年には増加している。 この間、第３次行政改革大綱を受けて、平成１０年４月から１５年４月までの５年間で２６４人の職員を削減する定員適正化計画を策定し、その実施に努めてきたところだが、中核市への移行、船橋駅南口再開発ビルにおける公共公益施設の設置、保育需要の増加、生活保護世帯数の増加などにより目標削減数に４０人足りない２２４人の削減しか達成できなかった。このため、現在定員適正化計画の期間を１年延長し、当初の目標の達成を目指しているところである。また、平成１５年度中に新たな定員適正化計画を策定し、職員数の適正化に努めたいと考えている。 このように職員数を削減していく中で、これを補うための方策の一つとして、非常勤一般職の配置を進めている。平成１５年４月にオープンした船橋駅前総合窓口センターにおいても多くの非常勤一般職を配置しているが、その他にも窓口業務、内部事務処理業務などで非常勤一般職の配置を進めており、職種も事務職から看護師などの医療系技術職まで幅広いものとなっている。配置先としては、子育て支援部、生涯学習部、福祉サービス部、市民生活部が多くなっている。 また、今後の職員数を考える場合、再任用職員数が大きな影響を与えることが考えられる。再任用とは、継続雇用について意欲・能力のある定年退職者等を再雇用する制度で、現在配置されている再任用職員の再任用の期間は１年となっているが、今後年金支給開始年齢の引き上げに伴い、最長５年になることとなっている。このため、平成１５年には５４人であった再任用職員が、２６年には４８２人になる見込みであり、新規職員採用数などに影響を与えることが考えられる。 最後に、平成１４年の船橋市の職員数と人口４３万人以上の市（類似団体）の平均を大分門で比較すると、民生、労働、教育、消防の部門で職員数が多く、議会、総務、税務、衛生、農林水産、商工、土木の部門では職員数が少なくなっており、普通会計全体では２３６人の超過となっている。さらに小部門で比較すると、保育所、その他の社会福祉施設、公民館において大きく類似団体を超過しており、ごみ収集では大きく類似団体を下回っている。 [改革の方向] 事務事業の見直し、組織・機構の簡素化、ＩＴ化の促進、委託の推進、非常勤一般職員や臨時職員の活用、さらには市民・民間と行政との役割分担を明確にして、ＮＰＯをはじめとする市民活動との協働を進めるなどして職員定数を削減する。 その際、平成１１年度から実施している定員適正化計画（削減計画数２６４人）が１６年度で終了することから、新たな計画を策定して職員定数の削減を進める。	（１）定員の適正化について ●市： （資料２及び資料４～８に基づき、「定員の適正化について」を説明） 資料に関して事前に質問をいただいているものがありますので、説明いたします。 １番目は、「平成１５年４月１日において４０人の削減について目標を達成できなかったとあるが、中核市移行による移管業務増に伴う定員（県からの出向職員を含む）をどのように見ていけばよいか。最終削減目標を当初計画どおり２６４人としているが、これについても確認いたします。」とのご質問です。 これについては、平成１０年４月から１５年４月までの定員適正化計画の策定時においては、保健所政令市への移行については約３０名増員するだろうということを考慮しておりましたが、中核市への移行については考えておりませんで、中核市への移行を決定した時点において、全体の削減計画としての２６４名の削減数は変更しませんでした。保健所政令市への移行に伴う３０名を、６１名に変更しました。しかしながら、移譲業務を精査した中で、実際の職員配置としては７８名と、当初の計画より１７名超過してしまいました。これが、削減化計画がうまくいかなかったところの一点であると思います。 また、最終的削減目標を１年間延長し計画どおり２６４名としたことにつきましては、中核市移行に伴う業務増や生活保護世帯の増加など当初計画の策定時では見込めなかった状況の変化があったことから、まずこの計画を達成して、行財政改革審議会の答申を基に平成１５年度中に新たな定員適正化計画を策定し、職員数の適正化に努めていきたいと考えております。 ２番目は、「定員の適正化は業務の効率化と表裏一体の関係にあることは論を待たないが、定員適正化計画推進の中で業務効率化等について、その時々の評価をどのような方法でとらえているか。」とのご質問です。 定員適正化計画を推進する上での業務の効率化による職員の削減については、経験則から各課の業務内容を分析し、業務の見直しを行い、業務の統廃合や非常勤職員の活用等などにより職員が削減できるかを各所属長に提案し、検討してもらったうえで、職員の削減を行っているところであります。評価については、人事異動後に各職場に出向き、状況を確認したり、その後の所属長ヒアリングにおいて、無理のない人員配置であったかどうかを確認しております。また、それにより時間外が増えていないかどうかも確認しております。 ３番目は、「平成１０年１２月に出されている行革推進委員会の意見書には、外郭団体等について「現状は市の財政援助や派遣職員が主体となり運営されているのが実情」とあるが、これら外郭団体への派遣職員はどのくらいあり、定員適正化計画の中ではどのようにあつかわれているのか。」とのご質問です。 外郭団体が自主的で効率的な運営ができるよう職員を派遣しているところですが、職員の派遣については、各団体のプロパー職員が、設置して間もないということもありまして、まだ若く、その育成、指導、監督が必要なことから、市の職員を管理職員として配置しておりました。定員適正化計画の中では、プロパー職員の成長に合わせて、派遣職員数を削減する方向で考えており、平成１５年４月１日現在に

職員採用にあたっては、専門的知識・資格・経験を持つ人を中途採用するなど、有能な人材の確保にも努めることにより資産である人材を最大限に活用する。 また、定年退職者の再任用制度については、今後退職者が増えるとともに、再任用期間が５年まで延びることにより、再任用職員の大幅な増員が予想されることから、運用の見直しを行う。	おいては、派遣職員数は 39 名でございます。定員適正化計画の 5 年間で、実質 19 名の削減を行っております。 ●市： 定員の適正化に関連して、「事務事業評価システムの現状と導入成果はどうか」という質問をいただきました。 事務事業評価システムにつきましては、ご指摘のとおり、現行の行政改革大綱にも導入するとしておりますが、専門業者に委託しシステム作りを進めようと検討した結果、多額の経費が必要なことからこれを見送り、自前で評価書を作成いたしまして、試行的に実施して参りました。 しかし、これも不完全なものといわざるを得ないことから、今後、今一度評価書を点検し、経費を掛けずに導入する方法がないか、外部評価の必要はないかなど、他団体の導入例を参考にしながら、検討を進める必要があると考えております。 それから、４月にオープンいたしました駅前の総合窓口センターの利用状況がどうかのご質問がございました。４月は 10 日間で、９時から 20 時の間で 6,687 件、１日平均 669 件でございます。５月に入りますと、１日 738 件、６月では 900 件という状況で、増加傾向にあるということでございます。 ●会長： 只今の事務局からの説明に関して確認しておきたい点がありましたら、先にお話しいただきたいと思います。そのあとから審議に入ってまいります。 ●委員： 定員の適正化について資料 5 を見ますと、計画未達成の主な理由の中に中核市移行に伴うものが入っていません。私は、これが計画未達成の理由ではなかったか、この段階ではまだ中核市までは見込めなかったのではないかと、思ったのです。市民とすれば、これは職員が増えるのは当然だろう。にもかかわらず、資料 5 にはそっくり抜けていたように思いましたので、こういう質問をさせていただきます。 ●市： おっしゃるとおりで、私どもも中核市移行に伴い定員適正化計画の数字を保健所政令市のところで 30 人を 61 人に修正した部分がありまして、その中で差し引き 17 という数字が出てきておりますが、計画未達成の主な要因として生活保護世帯の増加などで 23 人、22 人、21 人という数字が出たために、17 という数字が落ちてしまいました。最初から考えた場合の定員適正化計画において、30 名しか見ていなかった保健所政令市の関係が中核市になって 48 名増えたということが 1 番大きな要因だという認識ではおります。 ●委員： 分かりました。 ●委員： 資料 5 について、まず生活保護世帯の増加ということですが、確かに 90 年代後半から生活保護世帯が増えておりまして、生活保護は通常ケースワーカー 1 人に 80 ケースとされています。23 人の職員増というと単純に計算すると相当な数になりますが、そういう観点から言って適正な数字なのかどうか。 保育需要に関しても職員 22 人の内訳といいますか、0 歳児の場合と 3 歳児とでは相当違いますのでどんな形で保育需要が増えていてこういう増員になったのか。 それから、総合窓口センターは、これだけ利用が増えていくことはほかが減ってきているということです。そうしますと当然スクラップ・アンド・ビルドの原則ではほかの窓口から総合窓口センターに職員を移すということになりますが、この数字を見ると、21 名をまったく新たに窓口要員として配置したような印象を受けますが、その辺の具体的な数字はいかがでしょう。
---	---

	●市： 生活保護世帯の数字につきましては、80 ケースに 1 人ということで計算しております。4 月 1 日時点で充足するような形で配置していますが、4 月以降生活保護の方が増えて、来年 4 月の見込みであと 10 人くらい足りなくなるのではないかと予測しております。 ●委員： 具体的には 80 掛ける 23 という数字を出されたと考えていいのですか。 ●市： はい。 次の保育需要の増大というのは、全体的に保育所に入所する総枠がかなりの伸びを示しています。全体の保育所に入所する乳幼児が平成 17・18 年くらいにピークを迎えるというように考えております。そのピークに合わせて職員を段階的に採用しまして、いずれ下がってきた時に職員が余剰人員にならないような形で考えております。4 月 1 日の市の配置基準によりますと、実際何十名かの職員が足りなくて臨時職員を配置するような状況にあります。 ●委員： 民間の保育園の定員増はどうですか。民間も増えていて直営の部分も増えているということですか。 ●市： 増えています。 ●委員： 民間と直営の増加の比率というのは、従来の比率に大体即した形ですか。 ●市： 基本的には民間と公立は同じような形で伸びております。 3 点目について、21 人は純増です。基本的に総合窓口センターを開いた時に定員増は認めませんでした。17 時から 20 時まで営業しておりますので、その時間帯の勤務時間と、土曜日と日曜日を営業している勤務時間とを 1 年間の勤務時間で割り返してその部分だけは職員を配置しました。これは業務の増による増員ではなく、勤務時間延長に伴う増員と考えております。 ●委員： 総合窓口センターの利用状況は私がお願いしました。私が関心を持ったのは、20 時まで何人くらいの市民が利用しているか、サービスと過剰サービスの問題です。人数が少なければそこまでお金をかける必要はないのではないかとということで、お聞きしたかった。 それから、本庁から毎日交代で人を出していますね。それを統括してスーパーバイズする人がいるかどうか。忙しい日も暇な日もあるだろうし、それをどこかで集めて全体の必要な人数を割り出すようなことをしているのだろうか。また、市民サービスという点では 20 時までやるというのはすばらしいと思います。けれどそれが過剰サービスまでなってしまうと対費用効果の問題でどうなのかな、ということで数字を見せてほしいとお願いしました。まだ始めたばかりですから何とも言えない段階ですけども。 ●市： 今回、新しく組織を作らないで本課からの応援という体制をとりましたのは、駅前で行う事務を把握しきれなかったからです。サービスをするとお客が増えるというものではありませんので、こちらが忙しい時には応援するという形で、柔軟な人の配置を考えてこのような形にしております。来年の 3 月・4 月が窓口業務のピークにあたるので、その時、どういう問題があるのかを考えた上で、平成 17 年 4 月に向けて、新たな組織を作るのかこのままにするのかの判断をしたいと考えております。 ●市： 補足ですが、特に福祉関係のほうでは、駅前が暇ではないかということであれば、職員をこちらに引き上げて本課で対応させる。また、テレビ電話を設置しておりまして、駅前で間に合わない場合は本課との連絡をとる。どうしても職員が行かなければいけない場合は、こちらから行くということで、所管のほうで状況に応じて対応しています。 それから保育の問題ですが、年度当初に市の配置基準で正規職員で対応すると、103 名ほど必要だと
--	--

	いう中で、平成 17・18 年ごろがピークになりますから、103 名を全部正規職員で採用するというわけにはいきません。そのうち 22 名を正規職員として採用したということです。 ●委員： 正規の職員を 1 とすれば、非常勤職員、再任用職員の諸経費というのはどのくらいですか。 ●市： 一般職の人件費は平均で 900 万円になります。再任用職員は 250～300 万円で、2 人で 1 人分という数え方をしますので 500～600 万円、非常勤職員ですと 200 万円くらいだと思います。 ●会長： 改革の方向は大きく分けて三つあるかと思います。第 1 は職員定数の削減、第 2 は職員の採用ということで有能な人材の確保、第 3 は再任用職員の大幅な増員が予想されるので運用の見直しをいかにすべきか、ということになります。順番に審議いただいて、まとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。 ではまず職員定数をどのように削減していくか、先程からすでに出ておりますが、事務局に提案しておくことがあればお出しいただきたいと思います。 ●委員： 定員の適正化計画の件で提案といいますか。定員の適正化計画を年度ごとに追った場合、退職予定がどのくらいかというのが一つの基準になると思います。そうすると、計画を立てても来年辞める人がそんなにいなければ定員をオーバーしてしまう。そのような計画の立て方ではなくて、今の事務事業の中で、<u>どういうものが正規の職員でなくてやれるのか</u>ということを把握して、例えば出張所のルーチン的な、総合窓口センターに行ったようなものについては正規の職員でなくてもやれるというものを絞り込んだ上で、その場合に<u>本当に適正なのはどのくらいか</u>、あとはパートなどで対応してやってもらう。基本的にはそういうことで計画を立てて、職員が退職するまでは経過的にプラスになっていても仕様がな い。 これから地方への権限移譲などが論議されれば、どんどん仕事が増えるかもしれない。そのたびに、こういうことが増えたから計画が達成できませんでしたということではなく、<u>どういうものを正規職員でやるのか</u>、本来なら 150 人でいいが、退職者を見込んでも 180 人いるとしたら、30 人は経過的なプラスで仕様がな いという中で適正化計画を立てるということの一つの手法でやっていけば、かなり絞り込めるという気がします。具体的なものについては、あとで私なりにふれてみたいと思いますが、基本的には、そういう方向でやるのがいいと思います。 ●委員： 先程の質問で、<u>定員の適正化というのは業務の効率化と表裏一体だ</u>ということを申し上げたつもりです。<u>定員の削減だけが先行してしまうと、どこかにひずみが出てしまう</u>。今おっしゃるように、<u>業務の効率化が先決だ</u>と思う。<u>非常勤一般職の配置が相当細かく出ているので</u>、委員がおっしゃる部分については相当具体的に検討され、それを織り込んだ上で 264 人というのは出てきたのではないかという気がしましたがいかがでしょう。 ●委員： 今経済が悪いのでカット、カットそれから工夫するということがあります。ただし、少し長期的に見ていただいて、<u>長い間には役所で育ててはいけない</u>ということで、決して目先だけではなく、私たちが委ねる次の若い人たちがもらった時に「よかった。」というものを今から一歩ずつ入れておきたいと要望します。 ●委員： 市の行政というのは、快適な市民生活を送れるようにやってくれることでしょう。それからもう一つ大きな柱は弱者救済。市の行政には使命がある。 一方、入るを量り、出づるをなすのが原則ですから、入る金が少なくなったから<u>組織を単純化し、人</u>
--	---

	間を減らし、給料を減らし、当然サービスも減る。その辺の兼ね合いでしょう。私が気になるのは、サービスとオーバーサービス。最低限度やらなければならないサービスは行政としてはやっていただかなければならない。国の補助金は減る、市の税収も減る、お金がないからサービスも減らすといえるものなのか、やはりこの部分は減らせないというものがあると思う。入るお金が減ったから出すお金を減らしましょう、単純に考えれば力の弱いところにしわ寄せがいて数字を合わせましょう、それで市の健全財政ですということでもいいのですかということを感じているわけです。 ●委員： 職員定数はやっている仕事との関係ですから、どこが多いか少ないかというのは一概には言えません。新しい福祉ニーズが増えているということから増やさざるを得ないところもあります。しかし、類似団体との比較が一定の意味を持ちます。その時に、超過している 236 人という数字が多い。236 人というのは全体で 4,800 人 程ですから、5%ぐらいにあたります。こういう特徴的なことをやっているから多いのだと、市民が納得いくサービスがあるならばいいのですが、そうでないならば類似団体との比較数字を少し縮小する。例えば 2%以内にするとか、基本としてはこの数字に何か目標を入れるということがありえるのではないか。 それから、定員を削減する一つの理由として「NPO をはじめとする市民活動との協働を進める」というように書いてありますが、具体的に何かあればお示し願いたい。 それから、採用について、役所の場合本当に有能かどうかは仕事が決まらなと分かりません。仕事が決まる前に一般職として採用していますので、これは地方公務員制度の問題になってきますけれど、一般職という採り方ではなくて、少し類型化して採用する方向性を考えないといけない。これは中長期の課題かと思いますが指摘したい。 3 番目の再任用は、放っておくとどんどん増えます。その時に、役所だけは再任用をどんどんしているけれども、市民のほうではまだそういう具合に進んでいないわけですから、「役所だけ 100%再任用というのはおかしい。」という意見が出た時に理由が必要だと思います。船橋市の再任用に相当する率を勘案しながら少し抑制的に進めていかないと、「これからどんどん増えるのだから仕方がないでしょう。」という言い方では市民は納得しないのではないかと思います。 ●市： NPO については、具体的には何も持っていません。今船橋駅前のフェイスビルに市民活動サポートセンターを設けて NPO の方たちがどういう活動をされるか、行政とどういうセッティングがあるか取りまとめをしております。その結果を見ながら、行政としてどういうところをお手伝いしていただきたいというアプローチをしたいと考えております。 中途採用の関係ですが、ここに「中途採用」と書いたのは、例えば I T 化がものすごく進んでおります。採用の類型化というところから考えますと、I T が得意な職員はおりませんので、そういうところについては採用について条例制定して、課長で来ていただくとかのあり方があっていいのではないかとということで、考えました。 ●委員： 私は、どちらかという採用一般について言っています。 ●市： 採用の類型化については、今のところなかなかできていません。その関係で、人材育成基本方針というのを作って、10 年くらいのジョブローテーションの中で人の得手不得手を見て、その中で類型化を図っていこうという努力をしておりますが、採用の類型化という所に至るかどうかは、やってみないと分からないというところでございます。
--	---

	●会長： 先程の委員がおっしゃった点についてもう少し具体的なことは…。 ●委員： 例えば公民館は純然と地域開放できないのかという気がします。基幹館は別にしても、これからはもう高齢化ですから館長を 55～75 歳の中で来てもらう、それから受付なども地域の人に、自治会でもいいですからあずけて 1,000 万円で公民館運営をしてくださいと。今何千万円かかっていると思いますが、公民館を地域の人たちのものにしつつ経費を少なくしていくとか考えてもいいのではないか。 それから、類似団体の比較をして平均化してしまうのはどうかと思いますが、学校の事務職、理科実験事務員、図書事務などは、船橋の教育のためということで正規的な採用の人を送り込んでやってきている。それが<u>本当に正規職員でなくてはいけないのか</u>ということも見直す必要があるのではないか。例えば学校の図書事務は、国でも司書教諭の充実ということで各校に置くという方向性はいいと思います。それを<u>地域の人に手伝ってもらう形でできないのか</u>。午前午後分けて 2 人でやっても、そういう形で人件費が余るのであれば、今大規模校しかやっていないものを司書教諭のいない全校に広げても今よりも経費が少なくてすむのではないか。どうしても正規の職員でなくてはいけないのかとか、<u>これから特に高齢者が増える中で高齢者や家庭にいる人たちにもっと積極的に応援してもらってできるものはないのか</u>。そういうことをもっと詰めていくことによって、<u>正規の職員の必要数を定数にする</u>。今の制度の中では職員が退職しないのに辞めて下さいと言うことはできないので、そうしたら、それはとりあえず暫定的な定数として、基本的には定数管理はこうですということをしていくというのが、これから必要なのではないか。 それから、少子化になれば就業人員が少なくなるということだから、それに代わるべき人たちをどうやって手当てしていくか、さっき言ったような方法も一つの方法としてやっていったらどうかという気がします。 ●会長： 正規の職員がどうしてもしなければならぬ仕事はこのくらい、<u>非常勤や再雇用の人でできるのはこのくらい</u>といった大枠について何か考えているものはありますか。 ●市： 具体的には職員提案などでも挙がってきております。例えば学校事務、図書事務、理科実験事務員等につきましても考えなければいけないだろうと思っております。学校事務については、一時児童数が 2 千何百人いたときに県の事務だけでは足りないので市の事務を配置したところ、現在 300 人を割っている学校もあり、依然として職員を配置しているということを考えると、再度見直していかなければいけないだろうと考えております。 ●委員： 定員の適正化という言葉だけを議論すると、全体像が見えないように思います。これからの行政のあり方というのは、<u>無駄を省いてサービスを充実させる</u>といういうことに尽きると思います。236 人多く配置されているといっても教育や福祉ということで、そこは<u>船橋らしさ</u>として人数を落とすわけにはいかないし、少なくとも今サービスが充実しているというのは、業務内容が適切だと思います。次の項目に民間でできるものは民間でとありますが、<u>民間では力のある、市のことも含めて考えている団体や個人がたくさんあり</u>、志木市も市民に協力を求めて有料ボランティアでやっておりますので、そうした有能な、<u>56 万都市のいろんな形の人材を活用していけばいいのではないか</u>と思います。 それから先程言われたように、未来のことを考えてトータルな形でやっていけばいいなと思います。 ジュリアーノ元市長が最近「リーダーシップ」という本にも書いてあることですが、外部の人間を入れてビジネスライクに行政をやっていくということは、行政での成功例のようなものとして参考にして
--	---

(2) 委託の推進について [現 状] 公共施設や業務の委託については、公共性・行政責任が確保できるもののうち、委託により経費の節減が図れるもの、サービス水準を維持又は向上できるもの、市が自ら行う必要のないもの、専門性が必要とされるものなどについて積極的に推進しており、経費の節減に加えて定員適正化の面からも一定の成果をあげているところである。 具体的には、本庁舎の守衛業務・清掃業務、来庁者駐車場・公用車駐車場の管理業務などをはじめとする市役所庁舎に関するものや、障害児（者）施設の送迎バスや社会教育バスの運転業務、小・中学校給食の調理業務、公園の維持管理業務など様々な業務について委託化を推進している。 公共施設の管理運営についても、南部老人福祉センターや夏見母子ホームなどで施設全体を委託するとともに、下水処理場・し尿処理場・清掃工場などにおいて、専門性が必要な業務や軽易で定型的な業務の一部委託を実施している。 しかしながら、財政状況の厳しさは増しており、さらなる経費の節減と定員適正化のため、委託を一層進める必要がある。 [改革の方向] 自治体でなければサービスを提供できなかった時代とは異なり、現代は資源・ノウハウを持った民間企業や NPO 等も多数存在する。また、国においても経済の活性化を図るため、規制緩和や制度改正などにより民間活力の活用を積極的に推進していることから「民間でできるものは民間で」という基本的な考え方に基づいて、加えて、定年退職者が急増することからも計画的にサービス提供を民間部門に委ねることとする。 例えば、福祉施設や下水処理場など従来は行政が直接行っていた公共施設の管理・運営についても、民間等に委ねることで、より効率的・効果的なサービスが提供できることから、積極的に民間委託を推進していく。	やっていければいいと思います。 ●会長： よろしければこれで第 1 の議題は終わらせていただきます。 (2) 委託の推進について ●市： （資料 2、3 に基づき、「委託の推進について」を説明） 次に、事前にいただきました質問について説明いたします。 一つ目の質問ですが、「<u>公共施設の管理運営や業務の委託化を積極的に推進する方向は是とするが、経済性が先行し市民サービスや安全性そして公共性が希薄とならないよう、受託先の指導・育成の徹底を図る必要がある</u>と思われるが、その具体的方途についておたずねします。」という内容でございます。 ご指摘のように、多くの自治体が、委託化に当たって業務の仕様や指導管理をどのようにするかを問題に挙げております。公共施設の管理運営や業務の委託については、公共性・行政責任を確保できることが鉄則であり、委託した後もその内容を定期的にチェックし、サービスの低下を招かないように対応することが必要でございます。例えば、下水処理場のように、建物や機械設備の運転管理が主で結果も数値で表れるものは、契約の仕様とその管理で適正な運営が可能であるものもございます。しかし、人へ直接サービスを提供するような福祉施設や教育施設などのように契約上の仕様だけでは十分な管理ができない部分につきましては、現在も管理日誌や月例利用状況報告書、決算報告の作成、苦情等に対する報告等を義務づけておりますが、このほか、先程も触れましたように、委託側が利用者や関係者の意見や提案を聞くなどいたしまして、その結果を事業に反映させるよう指導監督していく必要があると考えております。 2点目の質問でございますが、「民間でできるものは、民間でとの方針は1点目の質問で示した指摘を前提に合意できるが、その前提として思いきった発想の転換も必要と考える。」というものでございます。 これについては、先程も触れましたように、委託の推進を単に職員や経費の節減、効率化のみを目的にするのではなく、委託先に住民組織やボランティア組織、NPOなどを活用するなど、住民自治の推進、市民との協働なども視野に入れて推進すべきと考えます。 ●委員： 総論としてはそのとおりでと思います。ただ、<u>受託先の指導育成</u>というのは、各論で考えた時に非常に難しい部分がありますので、くれぐれも今後十分な検討をしていただくことを改めて望みたいと思います。 それから発想の転換の部分ですが、例えば今の職員を 1 人減らしたから 2～1.5 人の非常勤職員を雇えばということではなくて、思い切った業務の見直しが必要ではないだろうか。 例えば、地区社会福祉協議会という制度ができました。これは一つの方法ではないか。事務職員の人件費や場所の提供などについては行政で対応し、<u>運営についてはボランティアに任せる</u>。一部のコミュニティでは子育て支援問題から高齢者の対策まで取り組んでいます。そういう意味で今後の方向を示すものとして評価できると思います。 ●委員： 今後かなり<u>広範囲で民間の方</u>に<u>お願いする部分</u>を考えていかなければならないと思います。
--	---

	それとともに、<u>委託すればいい、ということで終わってしまうと困る</u>。例えば設計業務など、仕事量の推移で一時的に難しいのかもしれないが、自分で本当にできないのか。館の管理にしても自分でペイントを買って塗ればいいものを修繕に出すとか、そういうことを逆に少しセーブする必要があるのではないか。 給食についても中学校給食のときにいろいろ議論がありました。今民間に委託していますが、季節的な業務ですから、市が直営で季節的な職員を雇ってやったほうが中間マージンがないだけ安いのかなという気もします。しかし正規の職員もいる、委託したところもある、そしてまた市の直営だということではできないなどいろいろな問題もあるので、今の形に落ち着いているわけですが、もっと違うやり方でやったほうが、<u>より経費が安くて同じ効果が挙がるやり方がないのか</u>ということ考えた上での委託ということ。 それから、先程言った設計業務などは、自らやることによって自分たちの資質が向上するが、それも任せてしまうとそういう面でも立ち遅れてしまって民間指導ができなくなってしまうという逆の面も出てくるので、委託にこだわりすぎると逆に本来的なものをなくしてしまう。委託をすることはいいのですけれど、自分たちでやるべきものはどうなのか、<u>正規の職員でなく臨時職員を手当てすればやれるのか</u>、などトータルで含めた上で、きちんと歯止めをしておかないと、委託することによって満足する結果では困るという気がします。 ●委員： 市民サービスが原点にあり、サービスには限界があるから、できることとできないことがある。オーバーサービスに入って、これが<u>オーバーサービスかどうかをチェックする機関</u>があるのか。それから、<u>何でも委託して良いのか、それをチェックする機関</u>があるのか。当然各部署では、この部署でできるサービスはここまでですと、限界があると思います。それは各部署で判断しているのか、それとももっと高いところからチェックする機関があるのかということはどうなっていますか。 ●委員： 市民から見ると縦割りということでつながりが見えない。ここで費用がかかっているけれども、ここでやると意外ともっと経費節減で、もっと内容が充実するのではなかろうかとか。具体的には言えないが、そういうことがあると思います。 ●委員： 私が市民としてイメージしたのは、専門の分野にいる人は専門の発想しかできなくて、例えば青森の住宅公社であれだけの横領があった。きっとヒアリングの段階とか何重にもあったのでしょうかけれども見過ごされた背景には、市民の感覚としてクロスする<u>チェック機関</u>が必要だったのだろうなと思います。 ●委員： 私が事前に質問させていただいた中で、総論としてはご説明いただいたとおりである。しかし各論で考えると非常に難しい。その各論の部分が今論議されている評価の部分だと思う。<u>委託化に伴う評価というのは大事だ</u>と思うので、外部の人たちに評価してもらおうという方法も一つだろうし、内部でチェックできる機構を考えていくべきだろうと思います。 それと、委託の前提としてサービス、コスト、収益性、経営感覚といった企業マインドの十分な者を責任者に据える、その辺が評価できる制度になるかどうかの分かれ目になるのではないかと思います。 ●委員： 最初に<u>民間でできることは民間で</u>という大きな基本方針がありますが、先程保育は民間と公立の両方で増やしたということですから、<u>民間でできるのですから、直営でやるよりも民間で行うように仕組んでいく</u>のが、この原則にのっとったやり方ではないかと思いますが、その辺のお考えを聞
--	--

	きたい。 それから、民間委託の重要な問題は、低価格入札になっていくということではないかと思います。低価格になっていくと、大体労働者の賃金にしわ寄せになっていきます。低価格入札になって、人件費へのしわ寄せになって厚生労働条件が確保されているかというチェックはどのようにしているのかということをお尋ねしたい。 三つ目として、価格で入札を決めるというのが今の仕組みで、それを私は価格入札と呼んでいますが、談合がしやすいとか、いろいろな問題が出てきます。その時に<u>価格以外の社会的な価値観というものを入札の中に入れていったらどうか</u>と考えており、私はそれを政策的な価値を入札の中に入れるという観点から政策入札と呼んで、価格入札から政策入札へというのをいろいろなところで言うております。総合評価方式というのが 99 年に取り入れられて <u>PFI 事業</u>などで使われることが多いのですが、<u>PFI についてどのようなことを考えているのか</u>をお尋ねしたい。 ●市： 保育園については、新設は民設民営の方向で市が土地を提供したりという形でやっております。公立保育園の直営部分を委託に持っていくかどうかは、将来の方向としては民間でできるものは民間でということは考えておりますけれども、現実には組合との交渉とかいろいろありますので。ただ方向としてはそのようなことで考えております。 ●市： 入札について、入札制度の改善ということで、郵便入札で資格のある方はどなたでも入札に应じていただいて結構ですというシステムをとっております。郵便ですから、だれが応札しているかわからないというシステムになっており、そういう意味ではもう談合はほぼできない。さらに、最低制限価格を設けておりますので、価格がものすごく落ちてしまうという形にはなっていません。逆に事前にこれが最低制限価格ですと公表しておりますので、かなりの数がそこに張り付いてくじ引きという形をとっております。そういう意味で談合は事実上できないようなシステムにしておると考えております。当然、低価格でそれが賃金にしわ寄せになるというところまではいっていないというようには考えております。 PFI は今のところ検討途中で、今の時点で導入するということまではいっていません。 ●市： 例えばリハビリテーション病院を作ろうという方向で進んでいますけれども、どういう形で進めていくのか。公設公営は避けたいということは思っていますけれども、それを民間でやるのかいう問題があります。それから建物を建てるのに PFI 方式を導入するかどうかは一つの選択肢としてあると思います。今具体的にどうこうということまではいっていません。 ●委員： 先程の政策入札という考え方ですけれども、例えば朋松苑の入札などについては相当ノウハウというものを加味したというように聞いています。 ●市： 船橋市としては、福祉施設等を除くとかなり委託化は進んでいるが、人の直接処遇にかかわるところの委託化が進んでいないと認識しています。そこについて価格のたたきあいという方式をとるのか。 例えば保育園や老人ホームですと 1 人入所するといくらというのは国の制度で負担金が定められて、流れる公的資金は決まってしまう。それから独自のサービスをやってもらいたいというのは市の規則でメニューをそろえていますので、それをやっていただけたところにはそのお金で委託するという形で、極論しますとそんなに価格差が出ない。ただざっと試算して保育園を民間にやっていただくと 3 分
--	--

(3) 給与の適正化について [現 状] 職員の給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」「社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」と地方公務員法に規定されている。 民間給与の水準との均衡措置として国が人事院勧告に基づく改定を行っており、人事委員会を持たない本市はこれに準じて改定している。近年では、厳しい社会経済情勢を反映して公務員給与が引き下げ	の 2 くらいですむ。ただ、もっとサービスを拡大してくれという要望が強く、最近建てている保育園は、21～22 時まで開けてとかを条件としています。そういったところのお金が若干かかったとしても、3 分の 2 ですむ経費を例えば 7 割あげても民間でやっていただいたほうが得です。質の確保ということはある程度そういったことのできる。 それから中核市に移行して、社会福祉施設の指導監査の権限がすべて船橋市の事務として下りてきています。その時には給与台帳からすべて確認させていただくので、ある一定の質の確保は行政がコントロールできる状態にはなっていると思います。 それから相手方を選ぶのは価格だけではなく、どうやって選ぶのか。今船橋市がやっているのは、朋松苑にしる保育園にしる相手方から企画書をあげてもらって、それを民間の方を入れて審査して選ぶという形でやっていますので、直接処遇にかかわるものに関してもかなりの部分でたたき合いではなく、一定の質の確保ができて公共性は確保できるのではないかとと思っています。 ●委員： その時、<u>第三者委員会を作ってきちんと基準を客観化する</u>ということと類似のことをやられていればいいと思います。 ●市： プロポーザルの中でもその時だけではなく、将来的な運営に関して第三者評価をいれてくれとか、そういった条件を付すことはいくらかでもできますから、かなりやりやすい環境になってきているのではないかとと思っています。 ●委員： 土地はこちらから出ているのですよね。提供しているからこそできるのですよね。 ●市： 今までやってきたものに関しては、土地を提供したり建物は市が建ててあげて、入る民間はだれにするかを競争してもらおう。例えば民間が土地を用意して老人ホームを作りたいといっても、指導監査の権限は市に下りていますので、行政監査がかなりできるようにはなっています。 ●委員： 先程のリハビリテーション病院の件ですが、急性期医療の病院より重装備にすることがないだけ安く設立できると思いますので、回復期リハビリの場を確保してほしいと思います。また、民営の方向で。 ●委員： <u>地場産業</u>といいますか、<u>地元のを活用しよう</u>というのが食品でも環境問題でも出ていると思います。そういうことも踏まえて民活をお願いします。 ●委員： <u>チェック機関</u>がありますかと聞きましたが、56 万都市のこれだけ大きな組織ですからそう簡単にはできないと思いますけれども、それぞれの部署で<u>サービスとオーバーサービスの無駄</u>というか<u>限界を常に持っていたきたい。</u> ●会長： 委託に対する理念をはっきり確立しておいて対応していかなければいけないなと思います。 (3) 給与の適正化について ●市： (資料 2 及び資料 9～11 に基づき、「給与の適正化について」を説明) ●市： 事前にいただきました質問について説明いたします。「充分な業務の見直し・効率化のないまま定員削減を行えば当該業務の担当職員は好むと好まざるとにかかわらず、時間外労働に依存することにもなります。そこで時間外原資を極端に抑えるとサービス労働となる恐れもあります。市当局の把握している経験の中でそのような実態はありませんか。」とのご質問でございますが、定員適正
--	--

られており、特に平成 14 年度の給与改定では、初めて全ての基本給の額が引き下げられた。これにより本市職員の給与もマイナス 2.01%の引き下げとなり、期末手当の削減を含め、職員 1 人当たり（平均 43.02 歳）前年度比で 182,000 円／年のマイナスとなった。 この他、従来から諸手当等の見直しを進めてきた。 こうした状況の中、国家公務員の給与水準を 100 とするラスパイレス指数の推移をみると、本市は昭和 63 年度（指数 108.9）以降、平成 13 年度（指数 104.6）まで低下してきたが、平成 14 年度については、これまで国と比較して劣っていた世代については是正したため、一時的に指数が引き上がり、105.3 と平成 13 年度の水準となった。しかし、今後、初任給基準の引き下げ、高齢職員の昇給停止の効果などにより、再び低下するものと思われる。 〔改革の方向〕 一般会計の平成 14 年度決算見込みでは、職員の時間外勤務による手当の総額が 10 億円にも達することから、より一層の事務の効率化、事業の見直し等を進め、時間外勤務手当の縮減を図りたい。 今後も、引き続き職員定数の削減と併せて給与の適正化を図り、人件費総額の抑制に努めたい。	化については先程の説明にもあったように、そういったものとはリンクしておりません。時間外につきましては、基本的な姿勢として必要なものについてはやっていただく、それについてはお支払いするという事です。ですから上限を設けてといったことはやっておりません。 ●委員： <u>時間外原資の枠を設けてこれまで、ということはやっていないというお話でしたので、それならばよろしかろうと思います。</u>私自身も無理をしてきた経験から、そういう部分が非常に心配であったわけです。原資の枠はない、必要なものはやってもらう、やったらそれだけの対価は支払う、そういう原則であるということで私も安心をいたしました。 ●委員： 給与の何が適正かというのはなかなか難しい。国家公務員の改革で、能力等級制という新しい制度で導入しようとしていたが、難しそうだったので変わってきました。ですから実に人の能力を測るのは難しいという前提であり、私もそう思います。 しかし、そういう中ではラスパイレスという指数があり、この数字で全体の人数が 5%多くて給与も 5%多いというのは納得できないのではないかと思います。5%多いのだから 5%給料が低いと、なるほどと思いますが、5%人数が多くて5%給料が多いと、説明が難しい。例えば三鷹市は比較で言うと 9 割くらいの人数で仕事をしています。「だからラスパイレス指数が高くてもいいんだ。」という主張を持ってやっているのであれば、なるほどと市民は思います。福祉や教育が充実しているからということできちんと説明がつくならばかまわないと思いますが、そうでないならば<u>ラスパイレス指数で県内トップに出ないようにする方がいいのではないかと思います。</u> それから残業の問題ですが、公務員の給与は残業しなくても生活できる水準になっています。もちろん増やすためではなく仕事があるから残業しているのだと思いますが、他の自治体では、残業しなくてはいけない職場は定員管理をしっかりと、<u>非常勤の人を入れて雇用を拡大する</u>という視点でやっているところがあります。今雇用を拡大しなくてはいけないとか特に若年者の雇用が進んでいない、皆フリーターになってしまうというところから見ると、若者にきちんと仕事をしてもらう仕組みを作ったほうが将来的にいいと思います。ですから、少し残業を切っても若者に仕事を、私はそれはワークシェアリングではないと思いますが、少しそういうことをして、若者たちに職に就いてもらうという仕組みを少しでも増やしたほうがいいと思います。 ●委員： やはり入るを量りて出づるをなすのが基本です。民間は何年後の増収を見込んでいる場合がありますが、市役所の場合は来年になったら収入が増えるというものは何もないわけですから、<u>結局一番削減しなくてはいけないのはどこか</u>といいますと、やはり人件費かなど。これは民間の論理ですけれども。ただ市の場合は公共性があってやるべきことはやらなくてはいけません。その時は単なるそろばんでプラスマイナスではないという面もあるでしょうけれども。 民間の経営者としたらうらやましいですね。私たちは先のことを考えるとこんな高い人件費を払ってこの先どうなるのだろうと考えます。給料を下げるか、収入を増やすか、人を減らすか、何か工夫します。当然役所も工夫されているでしょうし、工夫してもらわないと、給料もらうたびに税金をたくさん引かれる立場としては、何とかしてくれよと言いたくなります。 ●委員： 私は、人件費の削減と給与の適正化というのは分けて考える必要があると思います。給与の適正化というのは、やる仕事に対してその給与が見合っているかいないかであって、公務員がよく批判されるのは、先程公務員の給料が 900 万円という話がありましたが、本当に 900 万円の人がやる仕事な
---	---

	のというところに問題があるのではないか。給与と仕事量が見合っているかいらないかをきちんと整理する、それが見合っていないのであれば、見合っていない部分を一般の職員でない、それだけ給料の要らない人たちの労働力を活用できないのか。 具体的な問題として時間外の問題があります。職員が適正に配置された上で季節的な業務が増えたからそれは時間外でやる、普通の時間内で間に合わないからやるというのであれば、抑制する必要もない。いくら多くてもかまわない。問題はそれが定時の仕事の中でできないのかどうか。それが管理された上であればわざわざ時間外の抑制ということをする必要もないし、本来的にそういうものであればむしろそれでやってもらう。先程委員が言われたように、定時であっても臨時的なもので補充していったほうが安いと思います。それでできないのであれば止むを得ない。いかに適正な定数管理といえますか、職務の管理をした上で、上がるのであれば仕様がなない。 それから、給与の適正化とは何なのかというのは難しい。具体的には、<u>特殊勤務手当は本当に特殊な勤務の実態に合った手当なのか、見直す必要があると思います。</u> あとは適正な給与とはかなり難しいので、仕事量に見合ったものであれば、ラスパイレス指数が少し高かろうと、それは仕事の中身によるので、まさにそのとおりだと思います。 そういう中でやっていくので、削減ということで、人件費の削減と給与の適正化で給与を縮めるということは同一視してもらいたくはない。人件費の削減は別のことでやる。適正な給与は仕事量に見合った給与を出して、それが本当に仕事量に見合った給与なのかを精査した上で、それを定数管理だとか委託だとかいろいろな方法で考えていただけたらと感じます。 ●委員： 見合ったかどうかというのは市役所ではだれが決めるのですか。 ●委員： 基本的には条例事項ですから市民の代表の議会が決めることになっていますが、基本的な提案をするのは行政で、今までの給与体系ですとか、国の人事院の上がり方、周りの給与、そういうものを勘案した上で決めざるを得ないのかなと思います。 ●委員： 民間で、新しい感覚を持った経営者だと年功序列はありません。一律に上がりますではつぶれてしまいますから。しかし、急に給料を増やしたり減らしたりはできないので、昇給をぐっと抑えてあとはボーナスで調整して、働きのある人、辞められては困る人にはボーナスをいっぱい出して、辞めてほしい人にはなるべく出さないようにして、民間はそういう厳しさを持ちます。しかし、公務員はありませんでしょう。条例で決められて給料がくる。問題はそこです。簡単にいえば、辞められては困る人には給料をたくさん出して、辞めてほしい人には給料をなるべく出さないようにするというのが民間の論理だと思います。役所はその論理が通じないでしょう。それを見合った給料というのはどうやって決めるのか。稼ぐ人にはどんどん出してあげればいいし、何も一律に決める必要はない。ぷらぷらしている人には早く辞めろという具合に給料を安くしてあげればいい。ただ役所の場合は組合があって、労働者の権利を守ろうとかあるので大変だろうとは思いますが。 ●委員： 組合というよりは評価システムの妥当性の難しさがあると思います。それは公務の特殊性ではなく、民間であれば経営者が判断すればいいのですが、公務の場合、市長が自分の意見の中でその人がこうだと決めるのが本当に妥当な人事管理なのか、昇給制度なのか、そういう中である程度難しさがあります。公平な評価基準をどうするかというのは、特に公務というサービス業の中で非常に一番難しい分野です。それが給与体系の中で今まで民間に指摘されながら直らない最大の問題ではないか。職階
--	--

	性とかいろいろな中で形はいいが、実態は本当に合っているのかということ合っていないのではないかという実感はします。本当にこういう人たちが定期昇給で上がっていくのがいいのか、そうではないと言った時に客観的にその人とほかの人を区別する基準をどうするのか、その人から何か苦情が出た時に客観的な数字が示せるのか、といった時に評価基準の確立がないと難しい。 ●委員： 給与の適正化と人件費の削減は分けろとおっしゃるけれども、結局給与の適正化ができないなら、<u>総体的に人件費を削減して</u>その中で分けてください。そして精一杯の行政サービスをしてくださいというのが市民の側の論理でしょうね。 ●委員： 私は、4 年前にファイナンシャルプランナーの資格をとりまして、当時私が本当に驚いたことは、なんと民間では 52 歳から昇給がストップするのです。ストップするくらいならまだいいです。今はリストラだと思えます。本当に民間は厳しいです。限られた収入の中で私がどうアドバイスしていくかということ、住宅ローンや保険を見直さなくてはいけないわけです。その見直しというのが先程からの業務内容の適正化というのに当たると思います。 もう一つは<u>支出を抑えない</u>といけないわけです。ここでは人件費かも知れません。<u>高齢職員の昇給停止</u>ということでここにありますが、もう少し検討の余地があるのではないかと思います。 先程言われたように、<u>民間では年功序列</u>ということをやっているのはだめです。行政とは異質のものですが、<u>市民が痛んでいるのですから、職員も温床につかるのではなく、「この辺を見直す</u>と少しは痛みを分かち合えるのではないだろうか。」そうすれば、「職員も苦しんでいるので、今のこの現実を分かってください。分かった上でいっしょに改善していい船橋市をつくっていきましょう。」というように提案できると思います。ここを少し改善したよというのではなく、もう少し見直していただきたいと思います。 ●会長： <u>同じ市民として互いに痛みを分かち合う形で、市の職員の方々も市政を担っていただきたい、</u>ということでもとめさせていただきます。
（４）公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について [現 状] 市の会計は一般会計、特別会計に区分され、本市では一般会計のほか 9 特別会計・2 企業会計を設けている。 本市の特別会計・企業会計においては主に以下のような課題を抱えている。 ① 独立採算性が乏しいこと 本来、特定の収入で事業を運営すべき特別会計のいくつかについて、一般会計からの赤字補てん的な繰入金（一般会計側から見れば繰出金）に依存し運営されている。 例えば、国民健康保険事業にあっては、国・保険者（市）・被保険者が一定ルールに基づいて経費負担すべきであるが、現状ではこの一定ルールの経費負担のほか、一般会計からの多額な赤字補てん的な繰り入れに依存しており、一般会計から見れば、この赤字補てん的な繰出しが過剰な負担となっている。 国民健康保険料は、応能負担分（被保険者の負担能力に応じた所得割）50％：応益負担分（受益に応じて負担する均等割）50％であることが標準とされているが、本市の賦課割合は応能負担に依存する傾向が強い。	（４）公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について ●市： （資料 1 及び資料 3～5 に基づき、「公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について」を説明） ●会長： いかがでしょうか。 ●委員： 率直な疑問ですが、国民健康保険事業、下水道事業と火災等災害共済事業、交通災害共済事業、小型自動車事業ということの視点は別になると思いますので、順序だててやっていただいたほうが分かりやすいかと思います。 ●会長： わかりました。では、改革の方向として第 1 は国民健康保険料と下水道使用料の適正な設定、第 2 は小型自動車競走事業と中央卸売市場事業の今後のあり方の見直し、第 3 は火災等災害共済事業と交通災害共済事業の廃止、第 4 は外郭団体の運営についてという順で指摘されております。この順番でよろしいでしょうか。 では、第 1 の国民健康保険料と下水道使用料の適正な設定について。 ●委員： 今、国民健康保険の国民の負担が非常にあがってきています。<u>私たちの一番身近な市行政の中での国民健康保険</u>は、福祉という観点から少し考えなければならない部分があるようにも思われます。資料によりますと、高齢者保険すなわち老人保健医療の部分は別になっていますので、それは別に考え

今後、料率改定を検討する場合には、賦課割合の段階的な見直しは重要な検討事項である。 また、下水道事業についても、毎年度一般会計からの多額の繰入れを行っている。この繰入金は、雨水処理に関する費用等法定繰出しの部分と、それ以外の部分に分けられるが、これは本来使用者が使用料等で全額負担すべきである汚水処理に要する経費を、現状では使用料のみでは賄いきれず、一般会計から赤字補てんをしているものである。 今後この繰出金を抑制するためには、整備の方向性を、本管幹線の建設から、使用料の増収に直接的につながる面整備に重点を移すとともに、使用料自体の値上げも段階的に検討すべき課題である。 ② 事業としての将来性に欠けること 収益事業である小型自動車競走事業は、昭和30年以来、市財政に大きく貢献した時期もあったものの、平成9年度以降一般会計への繰出しをおこなっていない。 更に平成13年度決算においては、はじめての赤字決算（約△5170万円）を記録し、また平成14年度決算においても約2億4600万円の赤字決算となっている。 その間、赤字圧縮のため、従事員賃金や施設借り上げ料の引き下げ、さらに事業収支経営改善計画の策定など諸々の経営努力を重ねているものの、売上が落ち込む傾向に歯止めがかからない状況にある。 また中央卸売市場事業については、総予算額10億円に対し毎年約3億円強の繰出しを行っているが、近年、取扱高・取扱金額及び市場経由率が減少しているため、定例的な市場の開放等、活性化に向けた検討をしているところである。 他の特別会計事業についても、本来的に地方公共団体がその責務として行うべき事業であるか否かを考えなければならない。 本市では、市民の福祉に寄与することを目的として、火災等災害共済事業特別会計と交通災害共済事業特別会計を設置している。現在のように民間保険制度が充実した社会環境にあって、市が自ら保険者としてこのような事業をおこなうことを再度検討すべき時期にきている。 次に外郭団体の現状として、市では指導・監督の立場から、外郭団体に経営状況の説明を求め、議会に報告している。 また、外郭団体の運営に対して、適正かつ透明性の確保の観点から、出資法人等について、情報公開や外部監査制度の対象としてきている。 財政支援や人的支援については、外郭団体が自主的に経営が行えるよう、市担当課及び外郭団体との協議を重ねながら、補助金や派遣職員の削減に努めているところである。 [改革の方向] 国民健康保険事業特別会計や下水道事業特別会計においては、本来市が負担すべき基準を大きく上回る負担（一般会計からの赤字補てん的な繰り出し）を行っている。 市税により賄うべき経費と本来利用者の負担により賄うべき経費などとの区分を検証し、市税負担（繰	てよろしいのか。だとすれば、老人保健医療の部分は別として、そのほかに船橋市として、<u>福祉という観点から国民健康保険事業がこのように繰り出しが多くなっている</u>という要素はないのでしょうか。 ●市： おっしゃるように本市の応益負担と応能負担の割合が、24～5%と75～6%ということは、福祉的配慮ということが基本にあったというように認識しております。 それから、老人保健医療ではなく、国民健康保険だけで議論していただいてよろしいです。今の仕組みでは、老人保健というのは、国保に加入している人が国保の財源から拠出金を出して、70歳以上の方たちの保険制度を設けているという形になっていますので、今回国保という大くくりの中で特別会計だけの議論をしていただいてよろしいかと思います。 ●委員： 福祉的配慮があったということですが、今度は福祉的配慮を少し減少するとか、そのような考え方を入れたいということでしょうか。 ●市： かなり厳しい財政状況になっているということも事実ですから、国がいうように応能・応益の負担割合を50%対50%ということは考えておりませんが、今までよりは若干応益を上げていく。決して福祉的配慮をしていないということではなく、本来の国保の考え方というのは、応能・応益50%の中で負担軽減をした場合には法定繰り出しをしていいですという制度ですので、ある程度サービスを受けている方からも取っていくという考え方もあるのではないかという検討でございます ●委員： どうして15年度の予算がこんなに飛び抜けて多くなっているのかということと、11年度から14年度までの数字については、それほど伸びているというよりも若干下がってきているというような印象を持つのですが、15年度が上がる理由はどこにあるのかということ。それから、15年度が平年並みであるならば、11年度12年度も同じような数字なのですから、もっと早くに対応すべきだったのではないと思われるのですが。 ●市： 資料には予算額を計上しましたが、実際の平成14年度の繰り出し金は約28億9,000万円程になってしまいました。最近伸びてきています。 ●委員： 14年度も15年度も予算額で出ていますので、14年度の決算額で見れば29億円ですから、15年度も35億円ではなく40億になってしまうということも考えられませんか。 ●市： 14年度3月の最終補正で23億円の予算を28億9,000万円に増やしました。同じ時期に15年度予算を組んでいますので、当初予算は今の状況から行けば35億円くらいになるのではないかという判断です。 ●委員： 病気になろうとなるまいと所得に応じて保険料を払う部分と、病院にかかって実際に自己負担分を払っていく、それが一定の金額を超えた場合には補填をするというのが応益分。応能というのは最初の保険料の部分ということですか。 ●市： 応能も応益も保険料の部分です。保険料は、応益に該当する部分は市民税の均等割、応能は市民税の所得割で、その合算で掛けているという形になります。 船橋市は、所得割の部分が他団体に比べて高いという事実がございます。 ●委員： その辺の数字を出してもらったほうがわかりやすいと思います。 ●市： 市川、松戸、千葉、船橋の比較をいたしますと、2人世帯をモデルにしたもので収入が0の人の場合、船橋市では所得割が0円、均等割が17,560円、千葉市は0円と21,980円、市川市は0円と19,680円、松戸市は0円と22,480円となっております。手元にある資料で一番高い階層の、収入が500万円
--	--

出金）と国民健康保険料、下水道使用料の適正な設定に努める。 また、売りが落ち込んでいる小型自動車競走事業や、取り引き方法の変化などにより取り扱い高が減少している中央卸売市場事業について、今後のあり方を見直す。 火災等災害共済事業特別会計と交通災害共済事業特別会計については、事業の廃止について検討する。 外郭団体の運営については、関係課との連携を図りながら、経営体質を強化して自立を促し、市からの人的・財政的支援を抑制する。	以上の人の場合は、船橋市は所得割が 285,760 円と均等割が 43,900 円、千葉市は 222,230 円と 54,960 円、市川市は 244,140 円と 49,200 円、松戸市は 284,830 円と 56,200 円となっております。 船橋市は、収入無しから 500 万円以上のところまで、均等割部分は他団体に比べて安く、所得割部分がかかなり高くなっています。 ちなみに国の基準では所得割の応能負担と均等割の応益負担の割合が 50％対 50％ですが、県内平均では 66％対 33％、国平均では 64％対 36％となっております。 ●委員： そうすると、所得割を少し減らして均等割を増やしたいということですね。 ●市： 一つの考え方ですが、均等割すなわち応益部分に関しては国・県の財源がついてきます。特定財源である国・県支出金が充当されて一般会計から繰り出す形になります。ですから、会計の中で不足する部分は繰り出すという形になりますけれども、同じ赤字でも、応益部分での繰り出し金は特定財源がつきますので、応能・応益の割合を変えることによって、特定財源がつく法定繰り出しが増えてくるので、トータルとしての税の投入というものがある程度抑制できるのではないかと。 国保については最近年間 7,000 人くらい人数が増えており、決して減ることがない中で、市の財政状況を考えますと、どの辺にその割合を持っていくのかというのはありますが、やはりある一定の部分を移行すれば一般会計の負担、すなわち税等の投入はある程度少なくなってくるのではないかとすることは予想されます。 ●委員： そうすると、一般会計から国民健康保険事業への繰り出しの縮減額の目標は設定されているのですか。 ●市： 今あらゆる見直しを図っていて、今回審議していただいている中の材料の一つですので、どの辺が適正かといったところは今のところ持ち合わせておりません。 ●委員： そうすると、委員会でそういうことを言った方がいいということですか。 ●市： 私からは何とも言えません。 ●会長： 意見として出しておくことは必要かもしれません。 ●委員： しかし、このようにしたらこのくらい減るとかいう試算を入れておいてくれないと、何とも言いようがありません。 ●市： 確かに基礎数値がないと方針も出ないということはわかりますが、これがいいのかというのはなかなか決めづらいです。例えば応益を 5％上げればいいのか 2％上げればいいのか、その辺は何とも言えません。シミュレーションが現在できておりませんが、ご勘弁願いたいと思います。 ●委員： そうするとどういう結論にすればいいのでしょうか。縮減に努力せよ、そういうことですか。 ●委員： 縮減に努力するといってしまうえば一番簡単で私どもも楽ですが、それでいいのでしょうか。例えば、応益の均等割部分を上げるということは、所得があろうとなかろうと全部負担するということですから、まさしく福祉を直撃する部分です。それを、私どもが「このままでよろしゅうございます。努力せよ。」ということだけでよろしいのでしょうか。 ●委員： アンバランスが大きすぎるからというのはわかりますが。ではそれをどのくらいにしたらいいかというのは、難しいでしょうね。 ●委員： 「24～5％対 75～6％という比率を変えていこう。国では 50％対 50％という基本があるわけだから、これを変えていこう。」という気持ちはわからないではないし、応益分の比率を増やせば確かに
--	--

	繰り出し金は少なくなるだろうと思いますが、この部分については収入があろうがなかろうが、それだけの負担力があろうがなかろうが全部徴収するのですから、具体的にこれから各論で検討する中である程度低所得の分についての歯止めをかけられるかも知れませんが…。難しいですね。 ●会長： 意見書としてまとめる場合には、各委員から出されている数字をどの程度まで具体的にすればいいのでしょうか。 ●市： ちなみに 13 年度で応能負担と応益負担の割合が、千葉市は 62%対 38%、市川市は 67%対 33%となっております。各市がまったく福祉的配慮をしていないのかということそんなことはありません。 福祉的観点を無視して千葉市並みにするという話ではありませんが、ある一定のバランスの検討は必要ではないかと認識しています。今の船橋市の状況を考えると、そうした観点到立たないと財政的に厳しい状況にあるということも斟酌していただきたいと思っております。 ●委員： もちろんそれは分かるつもりです。ただ「<u>国民健康保険の加入者に納得してもらうものとしては少し論理が弱いのではないか。</u>」ということを行っているものであり、そういう説明をせずに「周りがそうだから。」というだけでは、実際に繰り出しがいくら減るのかという数字を出していなくて、「減るはずです。」だけでは説得力は弱いと思います。 ●市： 誤解があっては困りますが、繰り出しが減ることはありません。全体の加入者数が増えていますので、繰り出し金は当然増えていきます。ただ、このままの増え方で行くと税金の投入があまりにも多くなるのではないかな。 一つの議論として、国保だけにあまりに税金を投入するというのはほかの健康保険に入っている人からすればおかしいのではないかという議論があることも事実です。 ある程度福祉的要素は堅持しながらも、そういったことをしていかなないと、このままいきますと税金の投入が今後かなり予想されてくるということだと思えます。 ●委員： それでは、今の金額というよりも、予想される金額をいかに縮減するかという話です。絶対値が減らないということが確実ならば、無理に絶対値を減らせとはいいません。 ●市： それは何とも言えませんが、少なくともここ数年来年間 7,000 人くらいずつ増えてきているというのは事実でございます。 その中で、トータルとして税金の投入が増えていくことは致し方ない部分もありますが、法定繰り出しの部分に関しましては国・県からの補助が出るという形ですので、応能・応益を変えることによって、少しでも国・県の補助金を獲得できて、今のまま増やしていくよりは一般財源の投入の仕方が少ないということと言えるのではないかと思います。 ●委員： 負担率を変えることによって国からの補助金が出てくる可能性があるということは、繰り出し金が少なくなるということではないのですか。 ●市： いえ。繰り出し金が少なくなるということではなく、国・県の特定財源が入ってくるようになるため、市の一般財源の持ち出しが少なくなるということです。 ●会長： 非常に重要な課題なので意見が活発に出ましたけれども、ほかの議題も消化していかなければなりませんので、今承ったことを事務局で踏まえまして、最後に整理する時に具体的に出していただいて、そこでもう一度検討するということにさせていただきたいと思えます。 ●委員： では一点、今の補足ですが、保険料については医療費が高くなっているからなのですが、岩
--	--

	手県の沢内村が最初に老人医療費の無料化をやった時に、保健政策を徹底的にやって老人医療費がぐっと下がるので無料化できた。東京都は、保健ということを充実させずに医療費の無料化だけを持ってきたものですから、ものすごい赤字になったわけです。 これはお年寄りの部分ですけれども、<u>一般的に国保ということを考えた場合に、保健事業というものをしっかりやっていくことによって医療費を下げていくという努力をしていかないと、やはり財政のメカニズムだけで望ましい方向ができると考えては間違いだと思います。</u> むしろ<u>保健事業をしっかりとやることによって医療費を縮減して、一般繰り出しを下げていくという努力が必要</u>なのではないか。もちろんそれはほかの国保の担当や保健の担当でやっているとは思いますが、それでも、そちらが主ではないかと。 ●市：　そういう側面も非常に重要だと認識しておりまして、寝たきりにしないような形の予防的な側面といったことにも船橋市としては積極的に取り組んでいるということは、お含みおきいただきたいと思います。 ●委員：　基本的には国民健康保険事業は、料金制度そのものにもう無理がきている。そこが原因だと思います。介護保険も同じようなことで、当初の見込みからものすごく介護度の需要が上がってしまった。そうすると今の負担を 20 歳まで下げようとかいろんな声が出てくる。下げれば、料金とはいいながら結局目的税と同じ形に近づく。 国民健康保険も収入のない人が多くを占めてきた中で、その人たちにどのくらい料金負担をさせられるのか。どの市も全部繰り出し金でやっている。税負担制度にある意味では近づいている。そういう中で、<u>全体としての低所得者の負担はどの程度が適当なのか、トータルでは近隣とはどうなのかとか、市の財政負担はほかに比べて一人あたりはどうかとか、いろいろな資料の検討の中でまだ低いということであれば少し応益を増やしましょうと…。</u>ただし、<u>本当にそれすら出せない階層の人への手当ては</u>どうするのか、そういうことをきちんと理論付けないと…。確かに今の制度では国庫負担金が出てきて基本的には市税の負担が少なくなるけれども、はたして本来国の言う 50%対 50%がいいのか、そこまでさかのぼるような性格を今の国保事業は持っていると思います。 <u>その辺をきちんと煮詰めた上であれば、手当てをした上である程度シフトさせることは考えたほうが</u>いいと思いますけれども、その辺が分からないところがありますので。 ●市：　確かに国保は、昔は農業者とか自営業者といった人たちの保険という性格が強かったと思いますが、その方たちが高齢化してきて、職に就いていない人の割合が非常に多くなってきているといった面は十分認識しています。そういう面をないがしろにしているということではなく、こういう方向の考え方にならざるを得ないのではないかと。 ただし、その時には一人あたりの繰り出しの赤字分はどうか、他と比べて法定繰り出し分はどうか、それらの比較の中で総合的に考えていきたいとは認識しております。 ●会長：　9 月 2 日に意見書の草案が出来上がりますので、それまでに今のような指摘を踏まえた形で解説を入れておいていただければと思います。 次の下水道使用料の適正な設定も同じような性格のもので、9 月 2 日までに詳しい資料があれば付け加えて、審議の材料にさせていただけるようにしていただければと思います。 その次の小型自動車競走事業と中央卸売市場事業今後のあり方についていかに見直すかということに
--	--

	ついて、考えがあればお出しください。 ●委員： 下水道事業については、国民健康保険事業と同様に基礎資料をいただいてということですね。 ●会長： 最終案を出していただくときに資料を出していただいて、もう一度そこで検討してはどうかというのが私の判断です。あるいはその前に出していただいて最終案を作成するまでにご検討願うのも一つの方法かと思います。この場では資料が出そうもありませんので…。 ●委員： しかし、少し議論しておかないと、ここで適正料金というのは料金値上げということですから、それをこの委員会として、一委員として私は提言できません。 現在の数字がどうかとか細かい資料がなくて…。 ●会長： 細かな資料は今用意できないわけですよ。 ●市： はい。 ●委員： それではそれが出てきてからで。そうでないと、これだけではとてもではないですけども、「料金値上げはいいのではないか。」とかいえないと思います。 ●市： 国民健康保険事業と下水道事業のシミュレーションした資料を作らせていただきます。 ●委員： 資料についてですが、<u>幹線が入っている所の面整備を重点的にやるというのはいいことだ</u>と思います。 それから、幹線が入っていない所は大型の合併浄化槽でできないのかどうか。それができれば、その敷地も広場とかいろいろ有効利用できます。今やっていない所、手をつけられない所でそのような転換ができないのかどうか。その対下水道との費用負担はどうか。 それから、船橋の場合単独事業が多い。これが単独でないとしたらどのくらいの負担ですむのかということをやっておく必要があるのではないか。 ●会長： 今のご指摘のような資料も用意できますか。 ●委員： 合併の資料は難しいと思いますけれども。 ●市： 合併浄化槽の話になりますと、実際にどうなのかというのは非常に…。下水道の所管課と相談してみますが。面整備でどのくらい使用料が見込めるのかといった資料は比較的容易に出てくるとは思いますが、委員のおっしゃるすべてを出せるかは自信がありません。 ●委員： もし概算でも分かるようであれば。 ●委員： 現状は厳しいと思うし、やっている方の結論がすごくよく分かって私はいいのですが、それを説得するにあたって、<u>「実はこういうことでこうなのです。」というのが見えるものをご用意ください</u>ということで、その辺の工夫かなとも思います。<u>市民が理解できる形が一番いい</u>と思います。苦労はわかります。 ●会長： 用意していただく意見書の草案の密度を高めるために、資料を整理して提示願えればと思います。 次の小型自動車競走事業と中央卸売市場事業についての今後のあり方についてはいかがですか。 ●委員： 資料を見て驚きましたが、平成 13 年度決算の赤字が 5,170 万円であったものが、14 年度の決算では 2 億 4,600 万円ということで、<u>累積赤字</u>かもしれませんが変わずか 1 年間で約 5 倍になっています。 ●市： これは累積です。累積としてもあまりの額で驚かれたのでしょうけれども。
--	--

	●委員： １年で５倍になるというのは、市民感覚ではよく分かりませんが。 ●市： 売り上げ自体の大幅な減が大きな要因です。ちなみに入場者数が、平成４年度は６１６,０００人程でしたが、１３年度は２７５,０００人と半分以下になってしまっています。 ●市： 人数は半分以下ということですが、売り上げはピーク時の平成４年ころで４００億円を超えていましたが、今は１００億円程となっております。コストダウンはかなりやっておりますが、それ以上に売り上げの落ち込みが大きすぎて赤字幅が拡大しています。ただ、１３年度は繰り越し金がありましたので、それとの合計で５,０００万円の赤字であり、ですから単独では５倍ではないということです。 ●市： ちなみに、平成９年度から単年度収支では赤字となっております。その辺を繰り越しなどで何とかしのいできたものが、延々とたまってきてしまっているという状況です。 ●委員： それまで稼いできた分を全部放出してしまったということですか。 ●委員： １０年間で入場者数は３分の１に、収入も４分の１になってしまった。その背景というのは景気でしょうか、それとも社会的な別の要因があるのでしょうか。というのは、小型自動車競走事業というのは言ってみれば商売です。これは商売として考えてよろしいのか、別の、市民という観点から検討しなければならない問題があるのか。 ●委員： てこ入れして増収が図れるものかどうか。<u>何をやっても赤字になるなら、小型自動車競走事業が市民生活にとって必要なものかどうか</u>ということですよ。船橋市民として行政サービスを受けるに値する必要なものならば赤字予算でもやっていただかなければならない。私は必要とは思えませんが、<u>当然赤字ならやめなければならない</u>ということで、結論は簡単です。 ●市： 公共団体がやる収益事業ですから、収益を一般会計に貢献させて、市民サービスの向上を図ることが目的です。ただし平成９年度から赤字になっている。現段階では議会の承認を経て経済産業省に改善計画を出しており、その推移を見て改善が図れるようならどうするかということです。 儲けがない以上市民にとってどうかというご意見ですが、それはおっしゃるとおりの話にならざるを得ないと認識しています。 ●委員： やめるにはどのくらいコストがかかるのですか。 ●市： 非常に難しい話で、まず従業員関係の話があります。そのほかに施設を借り上げたりという状況になっており、その辺の数字はまだない状況です。 最近地方競馬なども廃止になっているという状況もありますので、改善計画を見て最終的な判断をせざるを得ない状況に来ているのではないかと思います。 ●委員： <u>民間の論理で言えば、採算が合わなかったらやめるというのがあたりまえ</u>です。増収を図れるならやる、図れないならやめる。そんなところに私たちの高い税金を、その人たちを養うために投入されたのではたまらないというのが市民感情ですね。 ●委員： <u>やめるのにどのくらいかかるのか</u>、想像がつかないと説得力がありません。「こんなにかかるんだ。」となればまた考え直さなければいけない。 もう一つ、私は入場者数よりも売り上げだと思いますが、市では理由をどう考えているのか。そうしたらそこに改善するという積極的な構え方もあるので、それができるものか。 それから、やめるのにどのくらいかかるかを示していただければ…。私たちも理解したいし、改善策を考えたいと思います。
--	---

	●市： やめるのにいくらかかるかという積算は、担当課でもできていない状況です。 ●委員： <u>やめるのにお金がかかるから、やめるのをやめたというのは、おかしいです。</u>片方で赤字がどんどん出ていってしまいますから。民間の論理ではそういうのはありません。 ●市： おっしゃるとおりです。 ●委員： ただ、今の経済では補償を出せない、出し切れないということもありますか。 ●委員： 赤字をどんどんつぎ込むのであれば、分割払いでも何でも出せないのかとか、いろいろ考えてしまいます。 ただ、やめるときの補償にも絡みますが、場を借りている借り上げ料の検討を十分しておかないと、今の借り上げ料が補償の基礎になってしまっているのかということもあります。固定資産税とかいろいろな民間の事業の建物や工作物の賃貸料との比較の中で、もっと相手に下げてもらう余地があるのではないかということをきちんと整理しておく必要があると思います。 ●市： それはこの審議会の期間中には無理な話だと思っています。 ●会長： およその数字だけでも出していただければと思いますが…。 ●市： 申し訳ありませんが、やめる場合にいくらかというのは、この議会で改善計画を出したばかりですので、今すぐに具体的な数字というのは出せないのが実情です。 今の意見を聞きますと、なんとなく皆さんの総意というのが見えてきた気がします。 ●委員： <u>こういった計数的な裏付けを持って議会で改善計画を承認していると思います。</u>こういった議論が十分された上で改善計画を承認されたのでしょうかね。 ●市： そのはずです。 ●委員： 小型自動車競走事業について、市民のイメージとしてはギャンブルの一要素であり、「<u>こんなに赤字なのにまだ何らかの形で手を出そうという意識もあるのか。</u>」ということが、私からは遠い感覚でした。民間の論理ならこういったものはすぐ改善しなければならない、即廃止といった早急な結論になってしまうのかもしれませんが、<u>今まで多大な貢献をした時期もありますから、すぐストップという形ではなく、今後のいろいろな段階を経て縮小や廃止の方向に行っていただけたらいいと思います。</u> 国民健康保険についても、応益負担分の均等割が他市に比べて低いということを知りませんでした。私も、<u>負担していただきたいと説明があれば負担できるし、収入が限られていてもできるはずだ</u>と思います。 ただ、こういった説明がなくて行財政改革の一環として国保の見直しということでこれらと、少し違うかなとも思いますので、その辺の説明を十分していただいて…。すべて物事を変えていくというときはまず現実を理解しないと変えられません。<u>現実を説明していただければ、市民として素直に「お互いに分かち合いましょう。お互いに協力し合いましょう。できる範囲のことは十分やらせていただきますしょう。」という気持ちになる</u>と思います。 ●市： 資料のシミュレーションや比較が足りなかったということですので、早急に用意して改めて提示させていただきたいと思います。 ●会長： では、もし可能であれば先に資料をいただいております、9月2日の取りまとめの時にもう一度検討させていただくということにしたいと思います。 中央卸売市場事業の今後のあり方の見直しについて何かございますか。
--	---

	●委員： 小型自動車競走事業は、見直し程度ではもう限界が来ているのではないかという印象を受けましたが、<u>中央卸売市場事業については、今後のあり方を見直す</u>ことによって改善の余地がありはしないかという気がいたしました。例えば<u>オープンマーケット</u>のような形に変身させていくとか、見直しが可能かなという気がしました。 ●委員： オートレースと市民の台所とは性格が違います。オートレースは市民生活に必要なのかどうかといえば、ほとんどその趣味の人以外は不要です。市民の台所のほうは、生活に直接かかわるのかどうか。現実は大店が直接買い入れてしまって、市場の役目がどんどん低下している。それを果たしててこ入れして流通を変えられるかという問題もあるのでしょうか。ただ、二つは性格が違うと思います。 ●委員： 質問ですが、総合計画の時に、市場を移動して違った形の展開を試みたらどうかという意見が出ていたような気がします。それと、今の市場の跡地をほかの目的で利用できないかといったことを市民の話で聞いたりして、その時に「市場はいつ移動するのですか。」と逆にお聞きしたことがあります。その辺はどうなっていますか。あくまでも市民のうわさですか。 ●市： 具体的な計画として市場の移転という話は出ていなかったと思います。ただ、一般的な話として、市場は海側のもっと交通の便がいいところにあった方がいいのではないかと、千葉や大井などずらっと東京湾岸に大きな市場があり商圈が重なって海側に出ても太刀打ちできないので、もっと山のほうに行って商圈を別の方向へ拡大すべきではないかと言う議論が若干あったことは事実ですけれども。具体的にどうしようという話にはなっておりません。 ●委員： では現実を見据えて意見を言わせていただきます。民間でしたら、企業努力をして市民にもっと活用していただけるようにするのが普通だと思います。先日市場をのぞきましたが、残念ながら活気があるとはいえませんでした。今指摘されたように大型スーパーで手に入る時代で、お店の人も随分撤去しているという話があり、やっている人たちがあまり意欲をお持ちでないのかなというように感じました。 今までどおりの、人的にも財的にも援助をするのであれば、内容を大いに改善していただけるといいなと思います。 ●委員： 築地は今の所が狭くて大きな所へ移るといいます。市場も一般小売りは入れないといわず、場外市場を周りに置くとか活性化を図れば…。かつては小売りをいじめるからやめようということでしたが、今は小売りが死んでしまってスーパー相手でしょう。スーパーが相手なら遠慮することはありませんから。<u>市民が行って楽しめる、場外市場を含めた市場の活性化</u>はできると思います。 ●委員： トルコもサンフランシスコもオープンマーケットがあんなに盛んなのですから、オープンマーケットにしたら市民も来て活気が出ると思います。 ●会長： 先程の市場を移転するという点に関連しまして、ご意見をうかがいたいと思います。 ●委員： これは民間の発想です。市場を動かすとあの広大な土地をもっと有効利用できるということ。ですがあそこへ市場を集めるために、大変な反対があってやっとあそこへ移ってもらったわけですから、もう今さら移ってくれとは言えないということです。 ●委員： もっと景気のいい時に、「駅から近くて一等地で、こういうところに市場はいらない。車で行くのだから。」ということで、むしろ逆にあの土地を積極的に生かそうということでしたが、今はまった
--	---

	く変わりました。 ただし、農水産祭をやると市民がかなり集まるということは、一つの形ですからそれも努力。しかし、市場は市民を集めてというようなことで続くものではありません。大企業がここからは仕入れなくなったという経済的なかなり厳しい問題がありますので、両方をしないと。ただ市民が行った、市民を集めたから市場が良くなるかというものでもないし、また逆にそのことも必要です。経済部の問題かと思います。 ●委員： 私は、市場に小売りの要素をどんどんということにはあまり賛成しません。これからどんどん高齢社会になった時に、小売店が身近にあってすぐ使えて、歩いて行けるというのが好ましいと思います。高齢者同士が杖突きながらどこかの大型店に行くしか買い物の要素がないという社会というのは、少し変状ではないか。 市場という一つの施設の中でやった時に、近所の人に来て、または安いからといってわざわざ遠くから来れば、その周囲の小売店が影響を被る。その時に市場自体が活性化しているようだが、どういところを市場事業の収入として取り入れるのか。<u>小売店の売り上げに対する何かをもらう、場所代とか売り上げに対する何かの対価ももらう</u>、そういったいろいろなシステム作りを新たにした上で、なおかつ小売りをそういった形で減らしていいのか。 <u>年に何回かバザールとかをいろいろなものやって、市場というのはこういうものですよ、</u>という中で知らしめるのはいいかもしれないが、基本的な小売り事業そのものを、市場の中で盛大に活性化することは本来の市場の機能とは違うのではないか。 ●委員： 反論するようですが、もっと視野を広げて…。 船橋名物というものはありません。船橋には駅がたくさんあるのですから、市外から市場に買いに来させればいい。みんながあそこのマーケットに行こうとか。私も楽しみで築地の場外市場へ行きますから。そうすれば船橋名物になると思います。今はどうかわかりませんが、船橋の市場は県内では有名なほうで、大きいほうでした。ですからそれをもっと活性化して、市外からも、県外からも人を呼ぶような形でできないものでしょうか。 ●委員： <u>それを市場会計とどう連動させるか</u>ということです。市場会計への繰り出し金が多い。今は産直だとか、大型デパートが直接生産地から仕入れる、それで市場を通さないケースがこれからも増えていくと思います。でなければインターネットでやり取りするような経済形態になる。船橋名物としてやってもいいけれども、それをどのように市場会計の中に取り込むのか、小売りをやったら、売上高のいくらかを市場の費用の中に入れますよとかそういうものを積みながら、やるのであればやっていく必要がある。 ●委員： 卸がだめな分を小売りで稼いで赤字を減らしてもらおうということです。 ●委員： <u>市場としての機能も大事かもしれません。</u>事実そこに小売店が仕入れに行っていますから。今流通革命といわれるようにこのように変わっている社会の中で、依然として卸という観点だけで機能させていったのでは、だんだんジリ貧になってしまうであろう。<u>市場としての機能を持たせながら、やはり社会の変化に対応した市民が利用できるオープンマーケットのような機能も考えていく。</u>こういう方向で今後のあり方を見直すという部分に基本的に賛成です。 ●委員： 利点として、駐車場がすごくあるということ、日曜日が休みであるということは市民活用に
--	---

	は考えるべきところはあるかもしれません。 ●市： オープンマーケットというお話がありましたが、船橋は中央卸売市場といいまして、市場法の厳しい制約を受けており、本来小売りというのではありません。卸売り会社というのは産地から買い付けができません。産地の荷物を預かってきて、そこでせり売りをしてせり売りのマージンを取っているだけです。自分のものを売ることはできません。その下に仲卸業者というものがありますが、仲卸業者は卸が扱ったもの以外を売ってはいけません。ですから卸から買わなければいけない。そういう縛りが相当あります。 築地の場合も本場と場外というのがあり、場外は一般の客が入れますが、場内には基本的に入れないというシステムがあります。 それを組み合わせができるのかどうかというのは難しいところです。 ●委員： 赤字の部分を小さくして儲かる部分を大きくして…。 ●市： 今の卸を小さくすればするほど今度は集荷力がなくなります。委託販売で、生産者は「あそこなら売れそうだからあそこに持って行って売ってもらおう。」というシステムです。客がいなくて持っていてても売れませんか、生産者は荷物を出してくれなくなります。ですから市場全体として、仲卸の販売力をつけないと厳しい部分があるかと思います。 ●委員： そうすると、なくなるということはいらないということですね。いらないものならなくして、小売りのマーケットにしてもいいのですね。卸をやめてもらって。 ●市： 中央卸売市場から一般の卸売市場に変わるという話はあるかもしれません。 ●委員： なぜ船橋が市場を持っていなければいけないかという、船橋の小売店が、今船橋の市場まで行けば仕入れられるものを築地や千葉や松戸へ行けば、それだけ経費が余分にかかります。やめられないというのは、<u>市場はそういう私経済の中の大きな役割をしていますから、市が経済政策的な意味を含めてやるのであれば、流通が変わった中である程度の持ち出しは確保しなければいけないのではない</u>か。<u>その中でどのような内部的改善ができるかは、検討するしかないのかな</u>という気がします。 ●会長： 資料にありますように、「定例的な市場の開放等、活性化に向けた検討」というのは非常によくは分かりますが、中身をどうやってつめたらいいのか、あるいは資料をいただく過程でその話が煮詰まっていくのかどうか、これはなかなか難しい問題です。非常に大胆な案あるいは修正案などいろいろ出てきていますが、それを一歩でも前向きにそして市民寄りに考えていけるような資料を準備していただきまして、9月2日の意見書の草案を作ります時にご提示願えればと思います。いかがでしょうか。 ●市： 検討させていただきます。 ●会長： 第3番目としまして、火災等災害共済事業特別会計と交通災害共済事業特別会計について事業の廃止を検討してはどうかということですが、いかがでしょうか。 ●委員： こういう保険事業は民間でもだいぶ出てきたし、火災については持ち出し分もなく、交通については960万円くらいでたいした金額ではありませんが、おそらく利用者が減っているということが根本にあると思います。<u>民間でできる保険事業ですし、これがないとやっていけないという人はいない</u>でしょうから、<u>この際ははっきりとやめていくという方向で検討していいのではない</u>ですか。 ●委員： 賛成です。 ●会長： ではその方向で検討していくということで…。
--	--

	第 4 番目、外郭団体の運営についてということですが、経営体質を強化し、自立を促して、市からの人的、財政的支援を少しでも抑えていこうということですが、いかがでしょうか。 ●委員： 資料で役員数と職員数という欄があり、役員数がかなり多い。職員数より多い団体もあります。団体の機能からこうなるのかもしれませんが、市民感情から、「こういうものかなあ。」と思いますが、いかがでしょうか。 ●市： 医療公社の場合は、役員の半分は市の職員が理事を兼務しています。例えば医療センターや健康部、福祉サービス部などが関連しており、全体の経営にあたっては関連各部が無報酬で参画しています。 生きがい福祉事業団は、高齢者に職業を斡旋していますが、自連協、医師会、民生児童委員、身体障害者福祉会など、いろいろな方が集まって高齢者などの職域がどうあるべきかを検討していますので、それぞれの組織にあった方々が必要によって集まっているというように考えております。 なお、法人からの給与の受給者は、医療公社、生きがい福祉事業団、公園協会、中小企業勤労者福祉サービスセンター、文化・スポーツ公社、福祉サービス公社に 1 人ずつです。 ●委員： そうして見れば多い数字ではないですね。 ●委員： 一般的に役員というと、給料が出ていると思ってしまいます。市の方は構成メンバーを知っていらっしゃるけれども、その辺のところに誤解を招かないような説明文を入れたほうが分かりやすいと思います。 ●委員： 15 人、16 人とかこんなに天下りしているのかと思ってしまいますから。 ●市： 基本的には公益法人ですので、県の指導等があり、市の職員があまり多いと第 2 市役所のようになってしまいますので、なるべく利害関係のある方などの意見を聞いて運営するということで、無給の方ですが、どうしても役員の数が増えてしまいます。 ●委員： 市が本来やるべきことをこうした財団に移して 100%委託してやっているということもあるでしょうけれども、<u>業務の内容で本当に市が続けていくかどうかという観点で考えて、例えば文化・スポーツ公社は建て替えの時に PFI という手法で民間に任せたりできると思います。維持していくだけですとこういう財団法人に任せるということになりますけれども、<u>今度民間企業でもよくなったわけですから、株式会社にして役所の資産として運営すると料金設定とかいろいろ問題がありますが、そこは少し工夫しながら、もっと民間的にできるものと、役所としてやるべきものというように、仕分けをつけながらやっていかないと。</u>一律ではなくて業務に応じて考えたらどうかと思います。</u> ●市： 外部監査があり、管理委託をしている施設で本来その施設の運営にどのくらい経費がかかるのか、それが本当に今の市の決めた使用料と一致しているのかを検討したいという話がありますので、今までは市が決めた値段では赤字になったから補助しようという形でしたが、そういうそもそも論での話ができる。 それから、出資団体については、公共施設の維持管理をするということではある意味で存在意義がありましたが、地方自治法の改正により民間でもよくなったわけですから、それらについてもどのようなあり方がいいのか検討させていただきたいと考えております。 ●委員： 前回の話で、何かを運営する時には人件費が高いということがありました。その時に経営主体を民間にすることで、民間企業は企業努力で提示された予算で十分やっていけるし、出すほうも 7～8
--	---

	割の金額で十分やっていただけるということで、両者が納得づくでいい結果が出るというようなとらえ方をしていたものですから、こういったところも、当然市がずっとかかわっていかなければならない部分もあると思いますが、<u>自立して独立してやっていただける部分</u>は、そろそろ 10 年以上経ったところに関しては、と私は感じました。 ●市： 自主財源を持っている団体と、まるっきり公益事業で自主財源を持っていない団体とがありますので、自主財源を持って行っている団体については、それぞれ効率的な事業運営をもっとしていただいて、市からの補助金を少なくなるような形で指導していきたいと考えております。 ●委員： 医療公社には市からあまりお金がっていないが、公園協会や文化・スポーツ公社には何億とっている。自主財源を持っているところとおっしゃるけれども、こういうところは増収増益が図れないのでしょうか。 ●市： 利用料金制度ということで例えば 1 人 900 円で施設を運営してくださいとお願いしています。民間ですと、きちんと運営していれば採算が取れるのですが、きちんと運営したとしても果たして 900 円という料金設定が正しいのかどうかというところの判断が今までできかねていました。これから外部監査が入って、そういうところの関係についても調査したいという話がありますので、外部監査人からどういう形で出てくるか分かりませんが、そういうものを参考にして、これが本当に補助金なのか、経営をするために市が払わなくてはいけない負担金なのかという整理もしたいと考えています。 ●委員： 一市民としての願いは、「なるべくなら自立してほしい。」だけではなくて、「そこから稼いで赤字が増える市の財政に貢いでほしい。」という、そのくらいの経営を考えていただきたい。<u>役人ができないなら民間に任せてもっと稼いでもらいたい</u>ということです。 ●委員： 補助金となっているから、大きな金額がいつているような感じも受けてしまうきらいがあります。例えば文化・スポーツ公社は、体育館等の使用料を取ってその中でやってくださいといっても、市の体育館であり、1 日あたり 1 万円の負担でペイするからやってくださいというように市民にそんなに高額にはできないので、そういう中で料金設定しています。 そうすると、市がやろうが民間がやろうがどこがやろうが、当然それだけではやれない部分がある。だから、そういう事業を委託したのであれば、補助金というより<u>委託金の性格</u>になるし、その中でできないものは<u>市の負担金</u>の話になる。補助金ということで単に赤字補填的な補助をするというようなものがでてくると、逆にいろいろな誤解を生む要素が出てくると思います。 この施設が市の体育館であり市の公園であり、市民にどういう料金負担の中でやるのが適正なのか。そうしたら当然できない部分があるわけです。外郭団体がやろうが市がやろうがその部分は出さなくてはならないのだから、外郭団体がやれば市の委託金にする。丸々含めた委託金の中でこれだけですよ、その中で運営してくださいと。そういう会計補助をしていなければそれは補助金というよりも本来市が負担すべき金ですということを表の中で市民に分かりやすくしないと、逆に外郭団体そのものが何か大雑把な仕事をしているのではないかという誤解を招く恐れがあるから、<u>その辺はきちんと整理をするほうがいい</u>のではないか。 ●委員： 私が言っているのは、市民生活にサービスしている体育館とかを値上げしてということではありません。例えば海浜公園やアンデルセン公園など大きな土地で遊んでいるところがあります。そこでいろいろな行事をやって、ほかの市からも呼び集めてお金を落としていってもらおうというような、そ
--	---

	ういう増収が図れないか。 ●市： 例えばアンデルセン公園はパスポート制を作って何度も来ていただく方を増やしたりいろいろと努力していますが、なお一層そういう形で指導に努めていきたいと思います。 ●会長： 指導・監督の立場から外郭団体に経営状況の説明を求めるということは、絶えずやっているわけですね。そして議会に報告し、これらはすべて議会をとおっているのですか。 ●市： 法人の経営状況報告書というのがございまして、これは地方自治法の規定により、財政援助団体の議会への報告が義務付けられておりますので、毎年 6 月議会に各財団の財務諸表、計画書、企画書を出しております。 ●会長： 議会ではすべて承認されているということですね。 ●市： はい。これは法律で定められています。 ●委員： 当然議会で承認されているとすれば、効率的な運営がされているかどうか、あるいは広い意味で儲かるような事業もやっているのかどうか、そういった中身までも十分審査されているとは思いますが、一般的に外部監査制度というのは、不正行為がないかといった部分にウェートを置いたものではないかという気がします。本当に効率的な事業がなされているのかどうか、こうすればもっと収益が上がって委託金といいますか補助金といいますか、税金で賄う部分を少なくして済むのではないかといった観点から議論されていればよろしいのですけれども…。 方向性として、今後のあり方を十分考えて効率的にやっていくというのはいいのですが、やはり人的あるいは財政的な支援を受けている団体というのは、世の中えてして親方日の丸的な運営がなされることがままありますので、ここがそうだというようには思いたくはありませんが、その辺十分配慮してほしいと思います。そういう観点からの見直しというのは十分やっていけないと思います。 ●市： この経営状況報告書はあくまで会計でこういうことをしましたということで議会に承認いただくもので、経営の内容はどうだったかということは、各法人の理事会で決定されるものです。その辺舌足らずで申し訳ありませんでした。 ●委員： ではないかと思ひまして、あえて余計な発言をさせていただきました。 ●会長： 情報公開されておりますので、外郭団体の現状について市民側からの反応もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。 ●市： 今のところありません。 ●会長： <u>効率的な運営ということを巡りまして意見が出されております。</u>それを踏まえて最後にまとめるという方向で進めていただきたいと思います。
（５）受益者負担の適正化について 〔現 状〕 受益者負担は、特定人のためのサービス提供による特定人の受益に着目して、そのサービス提供に要する経費の全部又は一部を応益的に負担させるものである。 限られた財源を無駄なく効率的に活用し、よりよいサービスを提供するためにも、相応・公平な負担（負担の適正化）の実現や、受益者に対し適切な負担を求めることによるサービスに対するコスト意識の醸成を通して、過剰な財政支出を抑制することが必要である。	（５）受益者負担の適正化について ●市： （資料 1 に基づき、「受益者負担の適正化について」を説明） 今までのような 1 件審査という形であれば、またかなりの資料を用意させないと、この場ではなかなか議論がしづらいのかなと思います。 ●委員： すべてを通じた基本的考え方を打ち出せるのなら 1 件審査をしなくてもいいと思います。例えばコストの半分は受益者負担にしましょうということがいえるのであれば。保育についても、公民館

このように特定のサービスを受ける者にそのサービスに要する経費の全部又は一部を負担してもらうのが原則であるが、保育料、公民館使用料、下水道使用料、国民健康保険料のように市の負担額がかなりの額に上っているサービスもあるのが現状である。 保育に要する費用については、保護者から徴収する保育料のほか、国と市の負担により賄われており、保育料の徴収額及び国と市との負担方法に関しては、国が基準を定めている。 このうち保育料に関しては、本市では国の定める基準よりも低い金額に設定（概ね国の70％程度）しており、その差額がそのまま本市の負担となっている。 また、実際に本市が支出している保育費用の額は、国が定めている基準額をはるかに超えており、この超過額がほぼそのまま本市の負担となっている。 このようなことから、実際に保育に要する経費のうち本市の負担する割合は相当に高くなっており、保育サービスが特定の者に便益を与えるものであることを考慮すると、現状の本市及び保護者の負担が適正かどうか、検討を要する。 また、市内に25館設置されている公民館に関しては、利用者から使用料を徴収すべきことが規定されているが、社会教育関係団体等が利用するときは、減免規定により使用料を免除する取り扱いをしており、この結果、平成14年度には、減免の対象となったものが利用件数全体の86％に及んでいる。 上述した例のほか、ごみ処理手数料、自転車等駐車場整理料など受益者負担全般に渡り適正化に向けた同様の取組が求められる。 【改革の方向】 健全な財政運営を図る上では、提供されるサービスに対して、受益者の負担が適正であることが求められている。市民サービスにおけるコスト意識を重視し、公平性の観点に立って、保育料や自転車整理料など市の負担が過大となっている部分を見直し、受益と負担の適正化を進める。 併せて、市役所来庁者駐車場の休日有料化や、公民館使用料の減免規定の見直しなどについて受益と負担の適正化の観点から検討する。	についても…。下水道の場合はコストの半分というのは雨水と汚水というようにやるかということで、なかなか難しい…。 それからもう一つ、1件審査でないとしても、どういうものを議論すると大きく動くのか。例えば公民館の使用料を2倍にしてもたった100万円くらいしか変わらないとしたら、あまり議論しても仕様がないですから。どういうところが大きく動いていくのかというところを教えていただいたほうがいいのではないか。 ●市： 1個1個がすべて違うというのが現状です。例えば保育料に関していいますと、各地方公共団体とも国の求めている徴収基準ほどは取っていないという事実がございます。ただ船橋市はおおむね7割程度に抑えている。けれども他団体では75%くらいまでとっています。船橋市の保育は、かなりほかの市に比べると手厚い保育になっていることも事実です。 ご覧になった方もいらっしゃると思いますが、アエラという週刊誌で、東京、神奈川、千葉あたりの近隣の保育園の特集が組まれましたが、アエラの物差しではサービスの度合いは全国2番目ということになっています。障害児保育、産休明け保育、アレルギー給食、一時保育などいろいろなメニューを取り揃えてやっているということで、コストがかかっていることも事実です。最近の園では、本来11時間開所が国で公費負担していただける金額のところを、場合によっては14時間開けているところも出てきています。 ですから、全体の受益者負担を一つの物差しでというのはなかなか難しいと思います。理念的なものとしては言えるのかもしれませんが、個々の話になってきますと、船橋のサービスと他団体との比較ですとか、実際にどのくらい投じられているのかとか、そういうもので1個1個の形にならざるを得ないというのが実情です。そうは言っても他市と比べるとサービスは手厚い、軽減割合もかなり大きいということも事実です。 ●委員： 今の話ですと、<u>高福祉、低負担を実現している</u>ということですが、そういうことはもう実現しないわけですね。 そのことをきちんと踏まえたうえで<u>見直すべきところは見直す</u>ということですが、例えば保育料は、所得に応じて決まっています。上限は、0歳児では国の基準で8万円台を船橋は5万円台に抑えているということで、その時に保育料が0の方から所得階層ごとに人数を当てはめていくと、おそらく上限のところが多いと思います。ということは、<u>非常に不自然な料金体系になっている</u>ということがお分かりになると思います。所得で割っていくならば、きれいな標準偏差になることはなくても、少なくとも上限のところでぴたっと止まるようなグラフというのは、それはもう少し変えてもいいということです。<u>明らかに余力がある人がもっといる、低減を付加したり、高福祉の保育を維持するためにはもう少し負担を求めることが可能だ</u>ということを示していると思います。そういうデータをきちんと示さないと。ほかよりも少し高福祉なのだけだといっているだけでは説得力がないから、なぜ上げるかという時の論理をきちんと作って説明してほしいと思います。 ●市： 階層別の分布ですとか、所得と負担額がいくらになっているのか、そういった分析をしない限りは、なかなかご理解は得られないと思いますけれども、今日は受益者負担大くくりの中でと考えてしまっていたものですから、個別のものに関してそこまでのデータを持ち合わせておりません。必要であれば次回に、少なくとも保育料と公民館使用料に関してはもう少し細かいデータを用意してくれという
---	---

	ご要望であれば、用意させていただきたいと思います。 ●会長： できましたら是非用意をしていただいたほうがよろしいと思います。 ●委員： 最後に改革の方向の中で受益者負担の公平化と言っています。<u>受益者負担の公平化というのは正しい</u>と思います。しかし、保育料、公民館、下水道を同列に扱うことは、冒頭の議論でも小型自動車競走と国民健康保険を同列に扱うことはできないと申し上げたのとまったく同じです。 保育の問題や高齢者福祉の政策というのは、市民にとって行政の福祉政策が進んでいるかどうかという判断の最も基本的な素材にもなるわけです。保育料の問題についても、<u>今少子化対策がこれだけ叫ばれている中で、いくら保育の問題に税金をかけてもいいくらいの側面もありはしないかな</u>とさえ思うわけです。とはいえ、<u>やはり財政の状況もありますから、すべて税金でというわけにはいかないことはよくわかりますが、相当保育料の問題についても議論していかないと簡単には判断できない</u>と思います。 次は公民館の使用料ですが、昨年生涯学習施設使用料等検討委員会の答申が出ましたが、市としてそれをどのように評価し、どのように考えているのかをお聞きしておきたい。 まず公民館使用料についてお願いします。 ●市： 「今後、使用料金の見直しを検討する際には、減免制度の一部を見直し、光熱水費の実費相当額の負担を求めることを主旨とする。」と市長に答申されています。このことは尊重したいとは考えておりますが、これが今のところこのまま進んでいないのも事実でございます。 減免制度については、1 億 8,000 万円くらいが減免になってしまっていて本来徴収すべきお金が 2, 400 万円くらいしか入ってきていないということで、これを尊重する意思は十分ですが、あえてこの審議会にあげさせていただいているというようにご理解いただきたいと思います。 ●委員： 私が保育料と公民館の使用料を同列に扱いたくない、ここで議論したくないというように申し上げたのは、保育料は保育料の問題を議論する視点があり、公民館については答申案を出すまでに相当な議論が重ねられていて、どのような問題があるのかという議論をした。将来的には考え直していかなければならない要素はあるだろう、そういう議論をした上であの答申を出しています。相当真剣な討論をしました。私も委員の一人でしたから。基本的には尊重したいがあえてここに出したというと、私どもはどのように言えばいいのかと迷っています。 ●委員： 行政の仕事は、快適な市民生活を提供することです。もう一つは弱者救済。ですが比率から言えば、給料をもらうたびに「またこんなに税金を引かれて。」という人の方が多い。この人たちも市民です。我々は高い税金を取られるわりに、たいした市民サービスを受けていません。税金を払えない人たちは、我々以上に市民サービスを受けています。それがだめだと言っているのではありませんが、税金を取られるばかりの市民の数が多いというのも事実です。 例えば健康保険のように、高くしてしまって貧しい人たちが医者にもかかれなくなったら、命にかかわる大変なことですから別問題です。保育料にしても高くして子どもを預けられない、これも大変なことです。 しかし、公民館は、今初めて聞いて驚きましたが、水光熱費ももらっていない。本当はその人たちだけ利益を受けて、高い税金を払っている私たちは使っていない、全然利益を受けていない。こんな不公平なことはありません。せめて水光熱費とそこにいる人間の人件費。部屋代は市民サービスの提供ならただにしてもいいですけど。これはもう民間の論理から言えば常識の常識です。その上に部屋代でい
--	---

	くら利益を乗せるかということですから。 <u>受益者負担の適正化</u>ということで、利益を受ける人がそれなりの負担を負うのは当たり前のことです。ただし、先程言ったように、弱者救済とか生命の危機とかいった時には別の問題になりますけれども。原則としたら、いただくものはいただいてももらわないと。全然サービスを受けていない、高い税金を払っている市民のほうがほとんどだと思うのですよ。 やはり<u>公平の原則を求めます。</u> ●委員： 公民館の使用料と保育料は同じレベルで話す問題ではないと思いました。私も社会教育団体の一つとして、<u>公民館も女性センターも</u>利用していて、減免措置を受けていますけれども、<u>初めから使用料として負担してくださいという共通認識があれば、どの利用者也きちんとお支払いしていると思います。</u>今まで、税金を払っているから無料に使えるというのではなく、単純に「無料だよ。」というので「無料だ。」と解釈してきているのです。 一つの例として、去年女性センターで利用者懇談会が開かれた時に説明がありました。「女性センターは暫定的に今は無料ですが、オープンして 10 年近く経ちますので、行政側の方向といたしましては、そろそろ有料化を考えております。」と言った時に、最初皆さんから「何でこのタイミングにですか。」というような質問が出ます。でも、きちんと「今財政難であり、すべてが削減のこういう現実をよくわかってください。」というようにご理解いただいたら、その場にいた利用者の代表の方は、皆さん納得されて、「平成 15 年の 4 月からひょっとすると有料になりますよ。」というような説明を各団体に帰ってしてははずです。ですから私の団体でも、「あ、有料にならなかったんだ。まだゆとりがあるのか。」というような意味で解釈してしまいました。 ですから、委員として検討して下さったという<u>公民館等の減免の見直し</u>のことも、<u>方向的には皆さん承知しているはずですので、きちんとそれを理解できる形で提案していただけるのが一番よろしいか</u>と思います。 ●委員： 公民館の問題も、おっしゃるとおりです。「光熱水費くらいはよろしいではないですか、利用者に。」これです。これは現在設定されている基本料の 20 数%かと思いましたが、額にしても大した負担ではないから、という前提ではあったはずです。また、利用形態もカルチャー的な利用というのが多いわけですから、そういう利用形態も含めて相当議論しました。それと保育料は一緒には…。 ●委員： それは別ですよ。 ●委員： 今の社会情勢の中で何に行政が力を入れていくか、そこにどういうお金を出すか、それが基本ではないか。そういう中で保育料というのは、少子化ですとか福祉ですとか勤労ですとかいろいろな面で結びついて、欠かせない。ただ、<u>最高限度額がこれでいいのかということは検討の余地がある</u>のかなという気がします。いずれにせよ基本的にはこの問題はそういう<u>政策的な面から考えるべきで、簡単に公平の原則だから料金値上げというところには結びつかない。</u> 公民館は、社会教育法ができたのが昭和 24 年で、当時の社会情勢の中で、国民に文化だとかそういうものをやっていかなくتهはいけない。それは民間では担い手がなく、当時は行政の仕事だったと思います。担い手がないものを市町村が肩代わりしてやっていく。ただそれから 50 年過ぎて、そういう文化的なものは民間がいろいろな形でやっているし、場所も提供している。ある意味では公が社会教育を主体的にやるという時代ではないと私は思っています。前回の全部民間に任せたらとかトータルで委託した
--	---

	らということも含めて、社会教育主事を置いてとか指導をする人を何人も置いてというのはもう、個々の人たちが集まって相談相手になってくれといった時に初めてやればいいような社会情勢になっている。 ですから、<u>こういうコストは利用者にきちんと負担してもらう。</u>その分について、弱者だとかこれが足りない、こういうものをやりたいというのであれば、そういうところへ振り向ければいいではないか。今の社会情勢はどんどん変化しているので、それに合わせて、<u>政策的なものではないもの、ほかでもやれるもの、ある程度の負担で参加すればいいというものについては、きちんとした料金体系を取ってやればいいのではないか。</u> ●委員： もう一つ保育園について言わせていただきたい。<u>弱者救済、少子化防止はいいのですけれど、赤字の財政から垂れ流しで入れればいいのかという問題ではない</u>と思います。保育園を経費の削減、例えば民営に移すとか、そういう経営努力をしてもらわないと、<u>弱者の名においてお金の使い放題</u>というのでは、税金を払う我々としてはたまりません。 ●会長： 時間がかかなり過ぎましたので、まだ十分ご意見が出尽くしているわけではありませんが、改革の方向としては同じですけれども、保育料と公民館使用料は切り離して意見書を作成するように願います。 それから、本日の議論をもう少し密度の高いものにしていくためにいくつかの資料が要求されていますが、間に合えばできるだけ早く各委員に送付していただく、できなければ次回の会議の時に、あるいはその１週間前に、次の議題と絡み合わせた形で資料をお送りいただくということをお願いします。
（６）全般的な事務事業の見直しについて 〔現 状〕 経費の節減合理化のため、第３次行政改革においては、例えば高速印刷機の導入、印刷用紙の一括管理、夏・冬の事務服の廃止、助役以下特別職等の専用車の廃止、また、ホストコンピュータ本体等を更新時期を待たずして、機能がよくて低廉な機種に契約変更することにより使用料の削減を図るなど、各所管課において種々の施策を行っている。 また、エコオフィスプラン２１の行動計画を推進して、全庁的に経費の節減に努めている。 行政情報を一元・共有化し、情報を即時に利用できる庁内 LAN を整備し、会議室予約や文書管理システムの導入、例規集の電子化などにより、手順改善や帳票類の簡素化を図っている。 補助金について、団体補助金を平成１１年度におよそ６．４％削減し、さらに平成１５年度には１０％削減した。 公共工事について、効果的な執行のため、工法などの見直しにより、平成１１～１３年度の３年間で２７億円近くの経費縮減の効果を得た。 公共工事の入札・契約事務についても、一般競争入札制度の導入、予定価格の事後公表、前払金支払対象の拡大などを平成１０年度から実施し、以後、一般競争入札の予定価格の事前公表や一般競争入札の募集要綱のホームページへの掲載、指名競争入札で発注する工事の一部を郵便で入札する「受注希望型競争入札」などを実施した。 平成１４年度には郵便入札を１億円以上の一般競争入札にも拡大するなどした結果、指名競争入札も	（６）全般的な事務事業の見直しについて ●市： （第３回審議会の資料１に基づき、「全般的な事務事業の見直しについて」を説明） 改革の方向で示しております焼却灰再資源化事業についてご説明いたします。 この事業は、清掃工場でごみを焼却した後に残るいわゆる焼却灰を埋め立て処分するのではなく、建設資材として再利用するために、骨材やブロックを製造しているものです。製品は、公共事業で積極的に利用しておりますが、民間での需要は少なく、費用面では、埋め立て処分より年間で 8,000 万円あまり負担が大きくなっております。この施設は、国の補助を受けて平成 11 年から稼働しておりますが、国の基準では耐用年数が 7 年で、18 年度には処分が可能となっております。それから市債の最終償還が 20 年度でありますので、製品の需要の掘り起しを図るなどして、その状況を見ながら判断することになるかと思います。 教職員住宅は、小中学校の教職員の確保を目的に昭和 42 年に建設したもので、12 戸のうち現在の入居は 2 世帯ということで、その役目は終えたものと思われます。 次に学校の統廃合についてですが、小中学校の適正規模は、小中学校とも 12 学級から 18 学級とされております。市内小学校 55 校、中学校 27 校のうち小規模校とされる 11 学級以下の学校が現在小学校で 8 校、中学校で 12 校でございます。逆に、大規模校とされる 19 学級以上が小学校で 15 校、中学校で 5 校ございます。行財政改革という視点から、ここでは小規模校の統廃合をお示しましたが、学校規模の適正化については、昨年度教育委員会が設置した市立学校等将来計画検討協議会の答申でも、統

含めた公共工事の競争入札全体の平均落札率（契約金額÷設計金額）は86.0%となり、平成13年度の91.6%から大幅に低減された。 【改革の方向】 事務事業について、最小の経費で最大の効果をあげることを常に念頭に置き、無駄がないか、限られた財源を有効に使っているかを考慮して見直し、効率化・合理化を進めて経費の節減を図る。 また、焼却灰再資源化事業のように費用対効果が十分でないもの、教職員住宅など当初の目的を達成したと思われるもの、民間において公正かつ十分なサービスが提供されているものなどについて廃止・統合・縮小を検討する。 さらに、昨今の少子化によって児童・生徒数が過少となっている学校の統廃合についても検討が必要である。	廃合や学区の見直しなどが今後の検討すべき課題であると指摘されており、今後検討する必要があるとするものでございます。 ●委員： 少なくとも焼却灰再資源化事業、教職員住宅、小中学校の統廃合は、基本的によろしいと思います。 ただ、ごみ処理施設を見学しながら、<u>限られた地球資源を守るという観点</u>からは非常にいい施策だと考えていましたが、費用がかかる、需要が増えていないというのは残念です。あの事業は将来的にはどう考えればよろしいのでしょうか。 ●市： 現在は、焼却の設備自体でかなり技術が進んでおり、灰自体が出ないというものもあるそうです。それから、灰は出るけれども、焼却設備に付帯をして再利用できるようなものを作るというものもあるそうです。 市内には現在南北2か所の清掃工場がありますが、いずれも大分老朽化しておりまして、いろいろ手を加えて延命させているところですが、将来的には、建て替えなどの際にどのような設備を導入するのか検討することになるかと思います。 ●会長： 縮小して新しい製品開発とか市場開発をするという方向での模索はいかがですか。 ●市： いろいろところでいろいろな試みをしているようですが、どのような製品を作っているのかまでは把握しておりません。物によっては広く使われているところもあるのではないかと思います。 船橋市では駅前の歩道のブロックに利用したりというように、公共事業には大分使っておりますが、骨材にしても、建物のコンクリートの中に入れるようなものでは利用はできないということで、限られてしまうようです。 ●委員： 市民としてごみを少なくしようということで、市民で知恵を出し合っていこうではないかと勉強している最中です。 元々この施策は、船橋市のクリーンヒットといわれた施策の一つでもあります。余った灰は相当遠くの県まで持って行って捨てさせていただいている。そういった経費もばかにならないと聞いておりますので、そういうようなことも十分勘案した上で、今のお話で何か設備に付帯したものの中で対応できるような、そんないいものができればありがたいと思います。 しかしながら、<u>お金という観点からはどうしてもかかりすぎるということであれば、やむをえない</u>という気がいたします。 ●会長： 縮小して何か新しい製品を開発して残していくということですか。 ●委員： できれば。 ●委員： この事業は、埋める量を少なくするという自然に対する大きな役割を担っているので、金がかかるから廃止するという方向でいいのかということは、<u>もう少し全般的な地球環境の中で考える必要があるのではないか。</u>まだ始めて何年しか経っていない事業ですし。 ●会長： 次に、学校の統廃合についてはいかがでしょうか。 部長さんは、以前教育委員会にいらっしゃいましたので、何かそれに関連するお話をご存知ではないでしょうか。 ●市： 学校規模の適正化というのは、ある一定の生徒数がいないと、学校での集団的な行事を行うにも支障をきたす。ですから教育上の観点からも一定数以上の児童・生徒がいるというのが原則です。今、
---	---

	地域によってはばらつきが出てきており、西部地区では一時的なマンション建設の増加によって過密な学校も出てきています。そのため、例えば児童・生徒が多くなりすぎたところは学区を特別に変えて、建物ごとに学校を変えて指定するなどしなごらしのいできたという実情がございます。 そういった中で、民間の方々も入った市立学校等将来計画検討協議会でも議論がされ、学校の規模の適正化は行う必要があり、全体的な学区の再編とかの見直し、小規模校の統合も必要といわれています。 ●委員： 私も市立学校等将来計画検討協議会に参加させていただきましたので、<u>学校の統廃合、学区の見直しは現実に進んでいくであろう</u>ということは自覚していますが、本日の審議事項の普通建設事業の取り扱いについての中で、5年前の調査と違って上位に「歩道・自転車道・歩行者道の整備」「踏み切りのある路線の高架化」など生活に身近なものをやってほしいという希望が多いということは、15%の高齢化が現実にあるからだと思います。 その時に、利便性のいい駅近くに大きな建物を造ってそこに集客するというやり方ではなく、各地区で、私がイメージするのはこの場合学校ですが、学校の空き教室を高齢者の健康管理とかコミュニケーションとか社会参加の一環であるとか、いろいろな形で利用できると思います。ですから、いろいろな観点から論じられて統廃合という方向なのでしょうけれども、<u>地域のコミュニティの拠点としてもう一度学校を見直してはいかがでしょうか</u>ということをおっしゃっていただきたいと思います。 ●市： それにつきましては、今教育委員会のほうで開かれた学校づくりというような中で、これも提言の中にいただいておりますが、学校そのものの地域への開放ですとか、地域と一体となった学校づくりということで、地域の方々の力をお借りして学校運営の中に取り入れていくというようなことも、順次考えてきています。 その中で、将来的には学校をそのようにも使うということも可能だろうと思います。ただ、文部科学省からの補助金をいただいた施設であるということもあり、相当ゆるくはなっておりますが、何が何でも全部改造してしまおうというわけにはいかない部分が多々あります。 それから、学校そのものを開放したいのですが、児童・生徒のプライバシーに関するものが相当あり、また、学校事故というのも少なくないという中で、管理体制を確立できるかという問題もあります。 そういったことから、学校施設をそのようにすぐに変えていくというわけにはなかなかいかない部分もあり、それには設備投資がかかるというものもあります。 ●委員： 限られた財源、限られた施設を有効に使って市民にサービスを提供するというのが本来の姿でしょうから、限られた中でうまく工夫してやっていけばいいわけです。 ●委員： コミュニティー活動をしている立場からすると、今おっしゃることは市民の素朴な希望です。<u>目と鼻の先に学校がある、それが各学年1クラスしかないということが事実あります。ならばそれは一つにしてしまえばいいであろうと、近くの市民は皆そう考えています。</u>そして、その施設を例えばコミュニティセンターに若干改造すれば、コミュニティの拠点として非常に有効になるであろう。 ただ、今空き教室の開放の話も出ましたけれども、これは本日の本題ではありませんので避けますけれども。 ●委員： 焼却灰再資源化事業や教職員住宅は関係者が少ないので、財政的な観点から比較的進めやすいかと思います。しかし、学校の統廃合は、関係者や関心のある人が多いので、この審議会で一言言ったから済むという話ではありませんし、慎重に進めるために、<u>相当長期的な計画を立てて、関係者の合</u>
--	---

(7) 市税等の確保について [現 状]	<u>意をしっかりと得てやっていく必要があるのではないか。</u> 再資源化事業や教職員住宅と学校の統廃合とは性格が違うということをきちんと分かっていただきたい。もうお分かりになっているとは思いますが。 ●委員： 国と地方との事務事業の見直しというのはよく議論になりますが、地方の中で都道府県と市町村との事務事業のあり方について、市または市民がもう少し理解を深めるような方向性を…。 具体的には、中央卸売市場は本来船橋市域だけの問題ではなく、近隣の市町村を含めて成り立つ事業、言なれば県の事業で、広域的な県事業のほうがふさわしいと思っています。 それから 2 次・3 次救急医療についても、船橋市単独の医療圏ということではなく、本来的には県が広域的な市町村の中で位置付けるような事業ではないか。 県道整備にしても、今ある船橋市域の県道以外に本来県道としてふさわしい道はないのか。特に人口とか経済圏が発展している地域については、それにふさわしい道路についても、市単独ではなく、県としてももう少しやるべきものがあるのではないか。 そういうことをもっと市や市民の方に関心を持っていただいて、そういう面から市行政の無駄を省くといえますか、「本来県がやるべきものは、県にやっていただきたい。」、そういう意識を醸し出せるようなものを持っていたらどうか。 例えば 2 次救急についても、市がやるのならやるで、県がそれなりの財政措置をしながら事業は市立病院でやってもらいましょうとか、そういうやり方というのをもう少し皆で考える必要があるのではないか、ということをできれば付け加えていただきたい。 ●委員： 反対するわけではありませんが、そうであるならば、<u>船橋市が中核市になった意味を踏まえて、県にやってもらうのではなく、船橋市がやることで周辺の市町村に対してのメリットを生じているとすれば県の負担を一部もらう、あるいは、県のものを船橋市が管理していればその負担は当然もらう</u>というように、中核市としての存在というのを今の話の中に組み込んだほうがよろしいのではないかと思います。 ●委員： 中核市は中核市としての事業や権限があり、中核市であろうが政令市であろうが、本来的にはその市域単独ではない事業に対してであり、また、県がやれということでもなく、例えば、組合を作ってやるとか、手法はいろいろあると思います。 ですから、単に県に任せるということではなく、<u>こういうものは市単独でやるよりも周辺の関係市が組合を作ってやっていきましょう</u>とか、中央卸売市場であれば鎌ヶ谷など周辺の市が特別な組合を作ってやりましょうとか、そういうようにやっていくという方向ではどうかということです。 ただ、市のステータスという感じで、こういうことをやるのがいいといった意識で行われてきたということもあるので難しい面もあるとは思いますが、そういうものをこの機会に盛り込んでいけたらと思います。 ●委員： 私もそういう趣旨です。県に任せただけでなくということです。 ●会長： 今の点を取りまとめの時に盛り込むということでよろしいでしょうか。 (7) 市税等の確保について ●市：
---------------------------------	--

市税の収納率は、平成10年度に90%を割り込むなど、ここ数年減少傾向にある。これは、長引く景気の低迷を受け、滞納繰越分の収納率がさらに低下した上に、その金額が増加していることによるところが大きい。 これらの滞納繰越額を縮減すると同時に、新たな滞納の発生を防止するため、休日臨戸徴収、夜間臨戸徴収等の特別滞納整理の実施、市税収納員及び市税徴収指導員の活用など徴収体制の充実に努めているところである。また、差し押さえた不動産の競売の実施についても検討している。 市税以外の収入金においても、個々の事情はあるものの、滞納繰越分の収納率が非常に低いという点では共通している。このため、例えば保育料の徴収においては、滞納整理の専任として非常勤職員を1人配置するなどの方策を講じている。 また、公営住宅に使用料については、臨戸徴収はもとより、高額滞納者のうち誠意の見られない者に対しては、裁判所への提訴をおこなっている。 【改革の方向】 本市の歳入の根幹をなす市税収入を確保するため、課税客体の正確な把握と確実な徴収に努める。特に滞納分の徴収については、市民の不公平感を解消する上でも重要であり、督促、差し押さえ等により厳しく対処していく。 市税以外の公営住宅使用料、下水道使用料、国民健康保険料、保育料などについても収納率の向上を図るため、徴収体制の強化・充実に努める。 また、口座振替制度を奨励し、確実な収納を図る。	(第3回審議会の資料1及び資料6、7に基づき、「市税等の確保について」を説明) 委員から「市税の徴収に関して過去に増員した分の効果は。」という質問がありましたので、お答えします。 数字的には年々落ちてきているという実態になっておりますが、逆に増員せず、徴収体制を従前のまま放置していたらもっとひどい数字になっていたのかなという予測がされております。 非常勤一般職を採用して収納員という形で配置しまして200～300万円位の経費で1,000万円位を集めているという費目もあります。そうした徴収体制の強化に努める一方で、口座振替の率が非常に低くなっております。平成14年度で市民税は26.7%、保育料は50.3%、下水道使用料は66.7%、国民健康保険料は54.5%ということで、税は大変低い率になっております。 こういったものも促進して、複合的に徴収率の向上に努めていく必要があると考えております。 ●委員：　　こういう社会的背景ですので、ご苦勞の程は非常によく分かりますし、<u>結論から言えば、改革の方向についてもこれに尽きるのではないか。</u>これ以外に方法は考えられません。 ●委員：　　<u>基本的に税の問題は、市民の意識を高めてもらうしかない</u>と思います。税金について「取られる。」という表現が出てくる間は、こういう状態が続くのではないか。逆に、市の事業というのは何か天から降ってくるお金でやると思われているところがあり、<u>自分たちの税金で成り立っているという意識が少ないような気がする</u>ので、<u>そういうことをきちんと行うことが大切だ</u>と思います。 具体的には<u>口座振替制度の拡充を進めていっていただきたい。</u> それから、税金の徴収率を1%上げれば10億というお金が入るわけですから、ほかの事業を見直すよりも非常に効率的です。しかし、内部的な体制として職員増でやってもらいたくはない。職員が増えたから取れるというよりも、<u>税に対する、集金に対する意識をきちんと持った職員を税の部門に貼り付ける。</u>今の人員が3割減っても、<u>質のいい職員を持ってくれば効果が上がるのではないか</u>という気がします。正規の職員を増員して効果を上げるというよりも、<u>いい職員をできるだけ回す。</u>できれば特別職のような人を嘱託とかいろいろな形で入れながら、<u>より徴収体制を強化していく</u>というような方向性でやっていただけたらと思います。 ●委員：　　先程200万円かけて1,000万円徴収という説明がありました。2割が<u>徴収のコスト</u>というのは、私は少し高いのではないかと思います。土日に管理職の方々が回っていると聞いたことがありますし、滞納額の半分の50億入ってくるというものがあれば10億円かけてもいいのかもしれませんが、2割をかけて徴収を増やそうというのはかかりすぎだと思います。<u>もう少し工夫をしながら真剣に考えるべきなのではないか</u>という気がします。 ●会長：　　根本的には、市民が税金をとられるというような認識ではなくて、そういう<u>不信感を払拭する</u>ような市のあり方が必要でしょう。それから、<u>集金に対する明確な意識と説得力ある職員による徴収体制の確立</u>ということ。しかし、基本的には我々市民が税金を納めていくという姿勢を確認し合う以外に仕方がないと思います。 ●委員：　　税金を納められず、生活保護を受けたいという人も確実に増えていきますので、人権擁護委員をしている立場から、そういう苦汁をなめている貧困の方もいるということを頭に置きながら、市税の徴収を心がけていただきたい。 それから、悪質な高額滞納者に関して、資料には裁判所への提訴、差し押さえといったことが書かれ
---	--

（８）扶助費の見直しについて 〔現 状〕 長引く不況により歳入の多くを占める市税の伸びが見込めない一方で、少子高齢化対策や生活保護世帯をはじめ、支援を必要とする市民の数が増加し、これに伴う扶助費の歳出が急激に増加している。 市税の決算額はピーク時の平成９年度約９１７億円と平成１４年度約８４７億円を比較すると、金額で約７０億円、率としては８％の落ち込みを見せている。 扶助費は１０年前の平成５度から比較して９０％増加している一方、扶助費以外の経費については、特に普通建設事業費の落ち込みが激しい。 このことは、税収が減少する中、他の経費を削減してその財源を扶助費に振り向けているということを示している。 しかし、扶助費以外の経費についても、決して行政需要が縮小しているわけではない。 税収の大幅な増が見込めない現在の状況にあって、このままでは、本来市の責任で行う施策までが実現困難な状況になりかねないことから、扶助費そのものの見直しが不可避となっている。 〔改革の方向〕 従来から船橋市は、質、量ともに充実した福祉を目指して来た。この姿勢は今後も基本的に変わることはない。しかし、現在の厳しい財政状況にあっては、今後も安定的、持続的に福祉サービスを展開するためにも、現在のサービスについて、改めて本当に必要なサービスであるのか、またその水準が適切であるのかを見極めることが必要である。 扶助費には、国・県の基準どおりに行っている事業、国・県の基準を上回って行っている事業、市単独で行っている事業があるが、現在の財政状況を踏まえ、市単独で行っている事業及び国・県の基準を上回って行っている事業のうち、他市の水準と比較して特に突出しているものなどについて、廃止・縮小を視野に入れながら改めてその必要性を再検証する。	ていますが、納めたくても納められない人ではなくて、<u>故意に悪質にやっている人をターゲットにしてもっと強硬手段と</u>いいますか、きちんとした形で対応できないのかと思います。 ●市： 本当に困っている方に対しては、分割納付などについて積極的に応じております。 悪質なものでは、きちんとした仕事をしていても払わないとか、土地を持っていたも税金は払っていないといった例もあることも事実です。ですから、差し押さえはやりまし、差し押さえたものを現金に換えて収入にしなければいけないわけですから、そういった方向も今着手しつつあるという状況です。 ●委員： 今の件ですが、97 億円というのは相当な金額です。人数で 39,919 人ですか。払わない人と払えない人というのは実態調査をしているのですか。 ●市： 数値的なものは手元にありませんが、滞納者については個別に管理していますので、状況は把握できております。 ●会長： 難しい問題で、これ以上良いアイディアが出てこないようです。基本的には事務局で提示されている改革の方向に、今出てまいりましたいくつかの論点を踏まえまして、取りまとめるということにいたします。 （８）扶助費の見直しについて ●市： （資料１に基づき、「扶助費の見直しについて」を説明） 事前にご質問をいただいていたことに関しましてご説明いたします。 一つ目は、「扶助費の増加率が、平成7年度と10年度の3年間の決算で37％増、10年度と13年度ではで8％増、13年度と15年度で、これは決算と予算の比較になりますが、2年間で34％増と、増加率に変化がある要因は何か。」というご質問でございます。 これは、第1回の審議会で配付いたしました、市の中期財政見通しをご覧になっての質問だと思いますが、率が低くなっております10年度と13年度の８％につきましては、その間の12年度に介護保険制度が出来まして、それまで一般会計で計上しておりました経費を特別会計に移したことによるものでございます。 仮に制度変更がないものとして、12年度以降の決算額を置き換えますと、10年度と13年度との比較では約37％となります。 次に、13年度から15年度の2年間で34％の高い率になっている理由ですけれども、生活保護費が29％伸び、児童福祉関係で57％増になっております。児童福祉関係の増加の内訳は、14年度の途中まで県が行ってございました児童扶養手当、これは国の制度ですけれども、この事務が市に移ってまいりました。これにより、14年度に4億2,000万円、15年度に12億2,000万円支出しております。14年度と15年度で約3倍になっておりますのは、県から市に事務が移ってまいりましたのが年度途中ということで、年３回支給されるうち2回は県で支給しまして、14年度は 1回分を市が支給した。翌年度は市が3回支給しておりますので約3倍ということでございます。 それから、15年度に乳幼児医療制度が従前の償還払い方式から現物給付方式に変更されまして、申請手続が不要になったことによる利用者の増加を見込みまして約4億9,000万円増の予算を計上しております。
--	---

また、限られた財源を真にサービスを必要とする方に振り向けるため、新たに所得制限等を設けることや、既に所得制限等を設けているものについては、制限の基準が適正であるか、他のサービスと均衡がとれているか、重複していないかなどを精査する。 さらに、今後、医療や介護などの義務的な経費が膨らむことを考えると、従来の給付型のサービスから社会的自立を支援するサービスへ重点を移すことが必要である。	また、今年4月に中核市へ移行いたしまして、県から市の事業となりました小児慢性特定疾患の医療費に対する助成で2億8,000万円の増となっております。 以上が、2年間で高率の伸びとなった、主な要因でございます。 二つ目に、今回の資料にございますけれど、「扶助費は10年前の平成5年度に比較して2倍近くに増加しているが、5年度と14年度を比較して、人口増あるいはサービス利用者の増加要因のほか、事業内容にどのような変化があったのか。」という質問でございます。 これにつきましては、最大の伸びを示しているのが生活保護費で約3倍、児童福祉関係で2.9倍となっております。人口増、対象者増以外の要因といたしまして、制度の改正によるものがございます。児童手当、これも国の制度ですけれども、12年度、13年度でそれぞれ対象年齢の拡大、所得制限の緩和が実施され、11億4,000万円の増となっております。また、乳幼児医療扶助が10年度に所得制限の緩和、12年度に対象年齢の拡大により、2億2,000万円の増、それからもう一つ、14年度に、先程触れました児童扶養手当で4億2,000万円の増となっております。 以上が制度改正による主な増加要因です。 ●委員： これからの方向を考える場合に、この資料を検討させていただきますとどうしても確認しておきたかったので質問いたしました。 なぜならば、資料3を見まして、市川、松戸、柏の東葛3市の平均値と船橋市を比較しますと、単独事業というのは、3市平均よりも180%となっております。人口で比較しますと134%で、総額で約150%。他の3市と比較して倍近い単独事業の福祉施策が行われている。言ってみれば、船橋市が福祉先進都市を目指すという方針の結果としてこれがあると思うわけです。それが、こういった財政上の状況から見直していかなければならないということになっている。それをどのように判断すればいいかということ考えたかったので質問させていただきました。状況はわかりました。 ●委員： 資料2で、対象者数が入っていないものとか0人というのは、たまたま今年が0であったとか数字が不明であるということでしょうか。 ●市： 把握ができていないものもありまして入っていないものもでございます。 保育手当につきましては、予算は計上しておりますが、最近の実績は0人でございます。 ●会長： 資料中の空欄はどうでしょうか。二つほどありますが。 ●市： 空欄のホームヘルプサービス事業費、小児慢性特定疾患につきましては、中核市事務でございまして、去年まで県が実施しておりました関係で入っておりません。 ●委員： 例えば乳幼児医療扶助費の予算額は8億1,600万となっております。この約8億の中でどういうところを見直すのか。どのくらい突出した部分があるのか。これは計数的な議論になりますから、ここでは議論しないこととしますが、他の事業に大きなしわ寄せがいつている、限られた財源の中で検討していく、このような部分にも聖域を設けないということになれば、仕方がないという気がします。 ただその中で、小児慢性特定疾患治療費研究事業というのがあります。2億7,000万あるわけですが、これは船橋市だけで出しているのか、船橋市として特殊なものなのか。そうでないとすれば、県と一緒に考えられないかということも含めて見直しをするということであれば、私は基本的な考え方に同意できます。 ●委員： 基本的には、行財政を何のためにやるのか。例えば、扶助費についてこのようなサービスを
---	--

	やりたいからほかのものを削るとか、建設事業にまわしたいから扶助費を削るとか、本来方向性がある中で行財政改革があるべきだと思う。市から出てきたことを見れば、<u>扶助費は財政硬直化の大きな原因になるので新規の事業は出来ない、建設事業も出来ない</u>ということで、<u>ここにも手を付けざるを得ないという背景の中から出てきたと理解はしている。</u> ただ、改革の方向性の中で、他の市町村と比較して突出しているものについて廃止・縮小を視野に入れるというのは考えた方がいいのではないか。各市の福祉に対する力の入れ具合というのは異なり、市域の特性にあったものをやっていけばいいので、他の市町村に合わせる性格のものではない。ただ、そういう中で扶助費が財政硬直化の大きな原因になっている。しかも、なかなか削りにくいという中で改革をしていくということであれば、<u>扶助費の個々のものがどういう経緯の中で創設されたのかを一つずつ検証して、それが今後も継続してやらなければならないのかどうか。個々の事業ごとにきちんと見直す必要がある。</u> ●委員： 扶助費が財政を硬直化しているという現実があって、行財政改革の方向性の中でこの領域にも手を付けなければならないという<u>緊迫感が今まであったのでしょうか。</u>例えば、こういった福祉の面にも切り込まなくていけないほど、<u>いろいろな市民生活に十分なサービスが出来ないという現状分析があったのでしょうか。</u> 確かにリストラ等で市税が減少し、財政がとても逼迫しているので行財政改革審議会を立ち上げました、皆さんのご意見を募りますという形で広報に出たとは思いますが。 一つの顕著な例がこの保育園のことで、市民に私たちの活動や検討事項が周知されていれば、ああいった逼迫した形で意見書は出てこないと思います。私自身も、1回目、2回目の時に民活をしなければいけないということで、保育園なども公設公営ではなく、民間に移行していかなければならないというつもりでしゃべっていたと思いますが、もう一度、現状に戻って考えてみると、市民は私も含めて知らなかったのかなと…。もちろん、こちらが知ろうとする意欲に欠けていたのは確かですが、やはり現状分析をして、それを<u>行政は説明する義務があって、扶助費にも手を入れますよという説明がされてなかったと思う。</u>市税の滞納の人たちも、まさかそこまで財政が逼迫しているとは感じていなかったのだと思う。 ですから、<u>福祉の面に切り込みを入れる場合には個々のケースをきちんと検証して、本当にこれは必要なのか。</u>例えば、独居老人にお弁当を届けたりすることは、とっても喜んで生きがいになっている。それを見直しの中で縮小することはいいかもしれないが、すべて廃止するのは生きがいを無くすことではないのか、とかケースバイケースでいろいろあると思う。<u>そういった個々に関する検証</u>なくして、この扶助費に関すること、福祉に関することは、「はいそうですね。」とは言えないと思います。 ●委員： まさしく、この審議会の置かれた根幹の話になろうかと思いますが、例えば、「小児慢性特定疾患治療費などは県も近隣市も巻き込んだ形の中でやっていてもいいのではないかと思われる。そういうことも含めて見直しをかけるということであればよろしいのではないのでしょうか。」というように私は申し上げたのですが、これを個々に、この部分はこうだ、ああだという議論をするのはここではないですね。 ●委員： ここではないです。 ●委員： それは、それなりの審議会なり、場づくりがされた上でやっていかれるのだろう。ここでは、
--	---

	こういう観点から、方向として、現状についての見直しを是認するかどうかという判断をしなければいけない。判断するための最低限の情報はここでいただかなければならない。 それから、今言われたように、市民にこういった緊迫した財政状況をどれほど知らせてあったのだろうかという疑問は分かります。また、数多く寄せられた市民の意見も目を通させていただき、その中には相当そういう意見もありました。そういう部分はあろうかと思いますが、会長が冒頭で、こういった市民から寄せられた意見については、また、触れていきたいと思いますので、そちらで出していただければと。 ●委員：　すごく心配しているのは、あと 4、5 年経つと一番人口が膨らんでいる団塊の世代がどんどん定年退職になってくる。心配しているのは、今、高齢化社会になって、長生きしている。小金を貯めた小市民がこの低金利で利息では食えない、年金も減らされていくということになると、長生きすればするほど、生活保護が増えると思う。けれど、先程から出ているように、これ以上税収は増えない。お金はない。入るを量りて出づるをなす。そういう意味では福祉といえども聖域はないといわざるを得ない。 ほかの市の市議会議員の方ですけど、「我々は人気稼業で投票に絡むから、議会では福祉にはくちばしを入れられない。」と言うのです。議員さんたちはそういうところへくちばしを入れてたたくと選挙に落ちてしまうから言えない。弱者救済でなければならないが、生活保護者はどんどん増えると思う。そうなった時に、税金は増えない、補助金は減る。どうなるのかものすごく心配しています。 ●委員：　そのために、先程言われた給付型サービスでなく、<u>社会的に自立を目指すほう、支援するほうにお金をかけていくことが一番大事になってくる</u>と思います。生活保護を受けられる方は、半永久的に受けるという不心得者は少ないでしょうけれど、現実にいるように聞いております。そういった人たちがもっと労働するなり、高齢者の場合には、健康管理をして自助努力で生活していけるといった社会的支援が必要になってくると思う。 私も、現実には DV など何にも持たずに、身一つで出てきた人に生保を勧めたことがあります。けれども、これは、「一月とか二月、当座の支度金として生保を受けてください。その代わりその後はきちんと自立しなさい。」ということで、他にも支援できるシステムがありますのでそういったことをお勧めして、あくまでも「当座、支度金として生保を受けて、後は自立してください。」という言い方をします。 生保を受けられても継続してやるのではなく、給付する側もそれをきちんと説明をして、もちろんしていることとは思いますが、給付型ではなく、自立支援のほうに使うのだという意味合いで位置付けていただきたいと思います。 ●委員：　高齢者がどんどん増えて、80、90 歳の人が並んでしまったらどうするのか。 ●委員：　高齢者雇用促進法ではありませんが、何かいい自立支援の施策を考えていかなければならない。世の中がそういう社会構成になってきている。収入がないから生保というのではなく、何かしら違った代替法で自分でやっていけるように。そのほうが生きがいもあるだろうし、これからの高齢化社会で自分を生かす途だと思う。 ●委員：　何かやらないとパンクしてしまいます。 ●委員：　私のところにも生活保護の対象者が毎日のように来ます。ですから、生活保護の状態というのは身にしみて感じているのですが、一方で、あの人が生活保護を受けているのに、なぜこの人が受けられないのかということが、民生委員の間で非常に多くある。その条件に合えば行政としては認めるこ
--	---

	とですから、これを否定するものではないのですが、船橋市の姿勢としても、健康増進課というように福祉局の組織を変えて、そういった方向を目指していると理解している。そういうことを含めた上で、こういった福祉事業を見直すことが是か非かという判断をしていかなければいけないであろうと思う。 ●委員： 見直しは必要ですから、その中身ですよ。 ●委員： 中身ということについては、具体的に個々に今ここでやっていくかということ、この場はそうではないということです。やはり、船橋の財政がここまで逼迫してきたということが、当審議会で合意できるかどうかという部分が一つ。だとすれば、<u>もう聖域を設けることはできない。限られた財源の中で、具体的には他の経費を削減して扶助費に振り向けることも限界にきているだろう。</u>このような状況であるとすれば、最低限この審議会としては、最低これだけの条件だけは付けた上でこの見直しをするということになるのではないか。 例えば、<u>質・量とも充実した方針</u>というのは堅持しますと前提に書いてありますから、これは当然のことです。<u>船橋は福祉先進都市を目指してきたわけですから、こういった基本方針は守ってほしいとか、あるいはサービスの必要性、水準、公平性だとか、先程委員が言われたように「他市との比較だけではなく、社会状況、社会的な背景というものを十分勘案した上で判断していくべきだ、見直していくべきだ。」</u>と、例えばそういった条件をつけた上で、この方向性について認めざるを得ないだろうと私は思います。 ●委員： 生活保護の場合、捕捉率が日本の場合 25%程度とされていますので、経済状況が厳しくなると、どんどん増えていく。今後も増えていくことを前提に考えていいのではないか。それにしても、手厚い福祉の一端が垣間見えたという資料でした。 一番言いたいことは、最後のところに自立型と書いてある。ただ、高齢者にしても、生活保護世帯についてもなかなか自立は難しい。そうなると、<u>地域社会の中での共同、共助、最初のところに出ていた協働とか、市民活動団体の中には福祉型の団体も多いし、ボランティアという言葉はそもそも福祉の中から出てきたわけですから、ボランティア団体と協力しながら進めていく</u>ということも一言入れておいた方がいいのではないかと思います。きめの細かいサービスをするとなったら、例えば、この資料の中には1,000 円の給付を 1 件、1 件しているものもありますが、それならもう少し違った方法があるのではないかという気もいたしますし、NPO 法人を取っているかないかにとらわれず、<u>積極的に市民団体との協力</u>ということを書き込めた方がいいのではないかという気がします。 ●会長： この件につきましては、2 委員の意見を踏まえまして、取りまとめるということでいきたいと思います。
（９）普通建設事業の取り扱いについて 【現 状】 平成14年度に実施した市民意識調査の結果を見ると、力を入れてほしい施策の、1 位が「歩道・自転車道・歩行車道の整備（43.3％）」、2 位が「踏み切りのある路線の高架化（24.3％）」、4 位が「駅周辺での駐輪場の整備（21.2％）」、となっており、多くの市民が生活に密着した道路等、都市基盤関係の整備を望んでいることが明らかになっている。 しかしながら、普通建設事業費は、市税の落ち込みや他の経費の増嵩により、ピーク時の平成5年度に	（９）普通建設事業の取り扱いについて ●会長： 次の議題である普通建設事業の取り扱いについて事務局から説明願います。 ●市： （資料1に基づき、「普通建設事業の取り扱いについて」を説明） ●委員： 資料4について質問いたします。単独事業費のなかの民生費、衛生費というように理解してよろしいのでしょうか。そういったものを含んで、普通建設事業費といっているのでしょうか。 ●市： 例えば建物、道路、橋梁などの工事費、それから用地購入費などが普通建設事業費として、国

約 4 4 9 億円であったのが、平成 1 4 年度には約 2 0 4 億円と約 5 4 %の減となっており、建設されてからかなりの年数が経過し老朽化している道路や排水設備、学校や保育園などでさえ、十分な補修ができない状況にある。 【改革の方向】 経常収支比率が平成 1 4 年度決算で 9 2 . 5 %となっている現在、普通建設事業に財源を割り振ることは、ますます厳しい状況になってきている。このような中では、今後の大規模公共事業の実施については慎重に対応するとともに、PFI や民設民営を積極的に導入するなどして、建設費の縮減を図る必要がある。 また、道路整備など市民要望の強いものや老朽施設の補修などについては、予算配分を計画的におこなっていく必要がある。	の決算統計という調査で区分されています。そして、例えば「うち民生費」には、保育園や児童ホームの建設費などが含まれています。 ●委員： 衛生費、土木費、消防費なども同じですか。 ●市： はい。 ●委員： 例えば老朽化した公民館を修繕するというのは、教育費ですか。 ●市： はい。 ●委員： 単独事業費が、5 年度と 14 年度を比較して 30 数%になっています。そのうち、民生費を同様に比較すると 26%、衛生費が 23%、土木費が 54%になります。5 年度と比較して単独事業費が総体として 30 数%しか計上できないという受け取り方をすればよろしいのでしょうか。 ●市： それだけが原因ではないと思います。例えば、5 年度の教育費は 121 億ですけども、これは大部分が総合体育館の建設費です。そういった大規模で補助金を受けなかった事業も含まれていますので、割り振れなかったということばかりではありません。 ●委員： 消防費は 114%ぐらいですが。 ●市： 消防費関係は、消防団の分団器庫、そして消防庁舎の修繕などが主なものとなっております。ですから、あまり波がありません。 ●委員： 教育費が 7%くらいになってしまったのは、そのように総合体育館の建設の関係なのですね。教育費は一段落したのか、それとも需要はあるのに経費を回せなくなったのかはいかがですか。 ●市： 回せないというのが大部分だと思います。 ●委員： それが先程からの議論に繋がってきているわけですね。 ●会長： それでは審議の方に入りたいと思います。 いかがでしょうか。PFI や民設民営などについて何かお考えはありますか。 ●委員： PFI はあまりよく理解してないのですが、例えば、公民館など地域の経済圏の中心にあるような施設を建て替えるときに、財産信託という形で、公民館だけではなくて民間の貸しビルの的なものも含めて総合的なものを建設し、そこから収益を得るような建替事業を実施するということも考えてはどうか。特に、有効な土地に面している施設に関しては。こういったものを PFI の中で網羅できるのかどうかわかりませんが、信託事業の中でそういったことが出来ると聞いているような気がします。このように民間のものを取り入れるような事業形態が出来るのであれば、そういった手法で経常的な経費もその中から生み出す方向性を含めた検討が出来るのではないかと。 もう一つは老朽施設の補修。財政が厳しいと補修費用が後回しになりがちになる。そうなると、いざという時に多大な修繕費や改修費を出さざるを得ないという状態が生まれる危険性がある。その辺の見極めを十分しながら、<u>老朽施設の補修については計画的な予算配分</u>が出来るのであれば、そういう方向性を打ち出すことは非常に良い事ではないかと思う。 ●会長： 只今の信託事業では、というご指摘についてはいかがですか。 ●市： 現在、そこまでは検討していません。 ●会長： 考えていくということを、審議会の姿勢としたいと思います。 ●市： 今、一つの材料をいただきましたので、十分研究させていただきたいと思います。いわゆる PFI ですと、例えば老人ホームを民間事業者に建物を建ててもらって、運営してもらう。そして、後年度買
--	---

	い取っていくのが PFI 方式です。ですから、今おっしゃったような民間営業活動との合築のようなものは現在全く検討しておりません。 ●会長： PFI で近隣の市で成功している例はありますか。 ●市： 市川市が保育園に関して PFI でやっているという情報は持っています。 ●会長： 公募して、うまく業者が集まってくれるといいのですが。 ●市： 適当な業者を見つけることが、どこでも難しいようです。ただ、従前は国も PFI 方式を全く認めていなかった。一つの建物を建てるのに市の一般財源だけではなかなか建てきれない、補助金がなければなかなか出来ないというのが現在の状況です。今は PFI にも補助制度を適用できるようになってきています。 ●委員： PFI で経費縮減できる効果額はイギリスの事例で 13% です。ですから 1 億、2 億のものではだめです。やはり、それをやってみたいという、場所が良くて、民間施設を建てて一定の収益をあげて、しかも低額で公共的な施設を含めるといって、100 億円位の事業だと言われています。金額が小さいと難しいです。金額が小さい場合は違った工夫が必要なのでしょうが、金額が大きい場合は、場所が良ければ十分参加する業者は出てくるのではないのでしょうか。具体的にはわかりませんが、<u>これだけ大きな市ですから、将来的には PFI を使って出来るものがあるのではないかと思います。</u> 例えば杉並区の杉並公会堂が PFI でやっています。規模が大きくないとだめですし、完全に民間事業者任せにすることによって料金設定も自由に出来る。民間企業の営業ベースに変えられるわけですから、BOT というやり方になってくるわけですね。BTO ではなく BOT が良いやり方だと。先程の信託で民間施設との合築というのは、今は PFI でやるのが多いと思います。 それからもう一点、老朽施設の補修について。福祉は削れないけど、建設事業は削れるというところがありますが、<u>建設事業の中にも削れないものがあるだろう</u>と思います。削れないものと削れるものと、どのように見分けるか。やはり計画的にやっていく。例えば小学校の建て替えをやらないというわけにはいかないわけですから。これは書いてありますけれども、<u>「予算配分を計画的に行っていく必要がある。」優先順位をつけて計画的に実施していく必要がある</u>と思います。 ●会長： よろしいでしょうか。これらの意見を踏まえて取りまとめたいと思います。 それでは、第 3 回審議会で積み残した議題について審議します。 公営企業・特別会計・外郭団体のあり方、受益者負担の適正化について事務局から説明願います。 （４）公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について （５）受益者負担の適正化について ●市： （追加資料に基づき、「公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について」「受益者負担の適正化について」を説明） 料金によりましては所管課が管理しております審議会がございますので、細かい数字、最終的な詰めに関しましては、見直しの方向性が出れば、そちらの審議会に委ねられる段取りになっております。ですから、冒頭にもお話がありましたが、最終的に個々の具体的な数字については所管課の対応となって
--	---

	きますので、ご了承ください。 ●委員： 国民健康保険について平成 19 年度までの推計を見て、応能・応益の割合を変えたとしても、一般会計からの赤字補填は、ものすごい増え方だと思います。<u>比率を変えることよりも全体を縮減できる政策をとった方が良いのではと、この資料から見えると思います。</u> 保育の方で、保育料の階層ごとの人数が分かれば教えていただきたい。前回、この第 7 階層が最も人数が多いのではないかと申し上げたのですが、もし人数が分かれば。 ●市： その数字は今持ってきていませんが、最高階層の少し手前が一番多かったのではと記憶しております。 ●委員： それは第 6 階層が最も多いというのではなく第 7 階層の中の一部が最も多いということでしょう。 私は第 1～6 階層の保育料を値上げすべきだと言っているわけではなく、例えば第 7 階層で 100 万円を超える方、もっと所得の多い方がいるわけで、そういう人達についても国基準に合わせ低く設定していることについてはどう考えていますか。しかも第 7 階層が最も多いということですから、検討の余地があると思います。 こういった資料を出していただいて、<u>財政的な負担が大きいということがよくわかりました。</u>具体的な手法は良くわかりませんが、見直す必要はあると思います。 ●委員： 保育サービスの比較を見まして、<u>船橋市は保育サービスそのものが充実している</u>ことが良くわかるのですが、<u>サービスまで見直すのではなくて、負担の公平という視点からの見直し</u>ですよね。その辺はどうですか。 ●市： 現在、担当の保育課でも、ここまで長い歴史で維持・向上させてきた保育サービスを下げてしまう考えはないと聞いております。例えば障害児保育を他市並みにしてしまうとか、そういったことは考えていないと聞いております。 ●委員： そういうことであれば、例えば 3 歳児で所得税額が 17 万の人と 40 万の人の保育料が同じです。他市の例を見ると他市も同じような状況ですが、これを見直すのは政策的に難しいのでしょうか。 ●市： 国の考え方は、保育サービスは所得の考慮もしますが、ある程度応益に準じて取りなさいということで、国は 7 階層にしか分かれていません。各市はもっと細かく、船橋市は 16 階層くらいに分かれています。国の基準でも所得税額が 17 万の人と 40 万の人は同じ料金になっています。ですから、こういうものを反映し、各市とも応益に近づけているという事実はあります。 3 歳未満児保育料という表をご覧ください。国の徴収基準からいきますと、所得税額が 408,000 円を超えたものは、すべて 80,000 円という考え方になります。船橋市の場合も第 7 階層以上はすべて 56,000 千円としています。市川市は、第 7 階層でも所得税にに応じて、62,000 円、64,700 円、66,000 円と分かれています。これは、逆に応能的な要素をある程度加味していると言えらると思います。 ●委員： グラフを見た時に、所得税が 40 万以上の人について、国の基準と他の市町村がかなり乖離していることが誰の目から見ても明らかです。特にその中でも<u>船橋市の保育料は低く、一方で保育サービスは非常に充実しているため、アエラ等で高く評価されている</u>と聞きました。 しかし、<u>受益と負担の公平感という観点で見ると、これは踏み込んで保育料を見直さなければいけない、と強く感じます。</u><u>十分負担する能力のある方については、やはり負担していただいた方が良いので</u>
--	---

	は。負担できるのではないか。個人的な見解ですが、<u>しっかりと説明して現状を知っていただいて、適正な負担をしていただいてはどうか</u>と思います。 ●委員： 受益者負担の適正化という部分で、<u>公民館、保育料、下水道使用料、国民健康保険料、こういったものが出てきていて、いずれも、生活に密着したもののなので、慎重に対処していかなければならないのであり、この改革の方向として、受益者の負担が適正であるかということは、行政としては当然の基本原則だ</u>と思います。<u>公正で適正であるかどうか</u>ということは常に考えていかなければならない問題だと思います。 ただ、その前提としてサービスの低下は来たさないという方向だとか、あるいは市民が納得できる取り方。今、議題にあがっている公民館使用料の問題は 1 年もかけて検討しました。そして、公民館の使用についても公平な負担をすべきだという答申が出ました。保育料についても、<u>具体的にどうするかという話になれば、しかるべき場で慎重に審議されるだろう</u>と思います。私どもは、ここで提起されたとおり<u>公正で公平な負担をしてもらいたい</u>と思います。市民としては当然のことと思います。 ●会長： 市の財政状況や審議会の会議録が市民に公開されまして、市民の方々が保育園の問題にせよ何にせよ、関心を持たれるようになったことは結構だと思います。しかし、送っていただいた市民からの要望書・意見は、こちらで考えていることがどこまで伝わっているのかわからないところもあり、また、風説が先行しているような表現も見られ、いささか驚いています。<u>もう少し正しく市民の方々へ情報が伝達されるように、これからの市のあり方を進めていただけたらと考えております。</u> これで審議は終わりということになりますが、よろしいでしょうか。 ●委員： 最後に、市政全般をスーパーバイズする人が必要ではないか。行財政改革にしても、力関係で増やしたり減らしたりするのではなく、必要なものは増やす、必要でないものは減らす。市長とすれば、やはり人気稼業ですからなかなか思い切ってトップダウンがやりづらい。 アメリカのように、シティーマネージャー制というのでしょうか、行政のプロが必要なもの、必要でないものに分ける、良く働く人には給料を上げるなど、そういう制度はまだ日本には無いようですが、そうでもしなければ行き詰まってしまうのではないかと思います。 ●委員： 先程会長から市民が正しく情報を判断できるよう、正しい情報を流す努力をしていくというお話がありました。市民から色々と寄せられた意見の中には非常に前向きで建設的なものもある。そのようなものについては、積極的に参考にさせていただきたいと思います。
--	--